

# 全農薬通報

No.256

平成20年 8月20日

\*\*\*\*\* も く じ \*\*\*\*\*

## ◎組合からのお知らせ

- ・ 第34回全国農薬安全指導者協議会常任幹事会及び賛助会員との打合会
- ・ 教育安全委員会報告
- ・ 2009年版農薬ガイドブック編集打合せ
- ・ 植物防疫研修委員会報告
- ・ 各種シンポジウム等のご案内

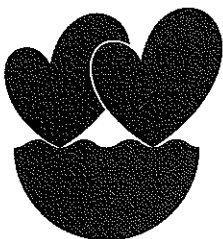
## ◎主な行事予定

### ◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・ 第1回GAPの推進に係る情報交換会
- ・ 埋設農薬の管理状況等に係る調査の結果について
- ・ 第4回農薬登録制度に関する懇談会
- ・ 生物多様性戦略検討会議(生き物認証マークで提案)
- ・ 2007年度食料自給率
- ・ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の公表について
- ・ 平成20年度病害虫発生予報第6号の発表について
- ・ 農薬取締法に基づく届け出と異なる方法で大原パラチウム化学株式会社が製造した展着剤に係る報告徴収について
- ・ 農薬をめぐる最近の情勢(堀部課長補佐講演資料)
- ・ その他資料

### ◎全農薬ひろば

- ・ グラジオラス



## 全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル  
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980  
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

## 組合からのお知らせ

### 1. 第34回全国農業安全指導者協議会常任幹事会及び賛助会員との打合せ

- (1)日 時 平成20年7月10日(木)  
常任幹事会 11:00~15:10(会場:おもと・パーシュ)  
賛助会員との打合せ 15:15~17:00(会場:パーシュ)
- (2)場 所 虎ノ門パストラル 新館
- (3)議 題 ①平成20年度安全協事業実施状況、事業費収支実績、中間報告について  
②平成21年度事業計画、収支予算(案)について  
③その他(安全協30周年記念事業について、他)
- (4)出席者 松木理事長、羽隅副理事長、北濱会長、武田副会長、宇野、松村、金子、金子(昌)、上田、各教育担当理事、八木沢、長澤、皆川、中村、鈴木、田中、武市、海稲、各常任幹事及び事務局  
松木理事長及び北濱会長の挨拶のあと武田副会長の司会で議事に入った。
- (5)賛助会員との打合せ及び講演  
農林水産省農産安全管理課農業対策室 堀部敦子課長補佐(農業企画班担当)による講演。  
講演内容:—農業をめぐる最近の情勢について—  
◎ 講演資料は50~63頁に掲載。

#### <主な討議内容は以下の通り>

##### ● 平成20年度安全協事業実施状況報告等について

###### ・第30回安全協全国集会を開催

平成19年11月21日(水)13:30~17:00 虎ノ門パストラルに於いて、県幹事をはじめとする正会員、特別会員、賛助会員多数の参集を得て開催した。また、特別講演として、科学ライターの松永和紀氏から「食品情報のウソを見破り国内農業振興へ」と題してご講演を頂いた。

###### ・第68回植物防疫研修会の実施

平成20年1月23日~29日 6泊7日の日程で東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターに於いて、第68回植物防疫研修会が実施された。

受講者は、全農業組合員から33名、非組合員から3名、農業工業会会員23名、計59名が修了した。

###### ・平成20年度安全協地区会議を開催

平成20年度地区会議は、例年のとおり農政局単位で開催し、全農業・安全協合同会議の中で農政局発表の時間を織り込んだ。各農政局から係官にご出席賜り、植物防疫及び農業関係行政について、各地域の情勢を踏まえた説明を頂いた。

また、本年度は農政局講演の他に、千葉大学・本山直樹名誉教授(現東京農業大学客員教授)、日本農業学会・梅津憲治氏、日本植物防疫協会・藤田俊一氏、当組合技術顧問・宮坂初男氏の特別講演を組み入れた。また、全農業受発注システムについて説明がなされた。

###### ・特別講演

###### 北海道地区

「農業を取り巻く諸問題(IPM)について」 農林水産省植物防疫課 課長補佐

###### 大岡 高行氏

###### 東北地区、北陸地区、東海地区

「農業に関する最近の話題から」 千葉大学大学院教授 本山 直樹氏

###### 関東・甲信越地区、

「農業行政の動向について」 全国農業協同組合 技術顧問 宮坂 初男氏

###### 近畿地区、中国・四国地区

「消費者との対話—農業の安全性を如何に説明するか」 日本農業学会

梅津 憲治氏

九州地区

「病害虫、雑草による農作物の経済的損失について」 日本植物防疫協会

藤田 俊一氏

・平成20年度“一声運動”媒体品の作成

平成20年度“一声運動”の媒体品として次の3品目を下記数量作成し、平成19年3月に各県安全協支部へ配布した。

希釈表 16,000枚、ポスター 8,000枚、※毒劇物譲受書 4,800冊（7月配布）

※ プリグロックスL安全対策協議会から協賛頂いた。

・「農薬ガイドブック」2008年版の発行

平成19年12月「農薬ガイドブック」2008年版10,900部発行し、会員の協力を得て配布した。

・アンケートの実施

事業方針の一環として実施をはじめて7年目を迎えた。今回も、昨年と同様の設問で一般消費者を対象とした「農産物、農薬等に関するアンケート」とポジティブリスト制度、毒物・劇物の取扱い等についての項目を加えた「農家を対象とした農薬の安全使用・取扱いに関するアンケート」の2種類の調査を県幹事（1県各50部）に依頼し実施した。また、指導農薬に関する活動報告について、本年度は例年通りの「指導農薬講習会報告書」、「農薬に該当しない除草剤に関する流通調査報告」に加え、指導農薬の目的外使用を防止するために、「指導農薬販売に当たる毒物・劇物譲受書作成作業及び書類様式に関するお得意先調査」をお願いした。

・農薬工業会作成農薬適正使用資料の配布

農薬工業会作成の農薬保管管理パンフレット「農薬はきちんと保管して正しく使いましょよう」100,500部、ポスター5,000部を県幹事を通じ、小売店等に配布した（5月）。

・消費者を交えた農薬セミナーの開催（東北地区・宮城県支部）

食材王国みやぎ「環境保全と農薬に関するシンポジウム」

開催日時：6月25日（水）13:30～16:00

会場：エルパーク仙台 ギャラリーホール

主催：宮城県、全国農薬安全指導者協議会

共催：宮城県農薬商業協同組合、農薬工業会宮城県支部（青葉会）、全国農薬協同組合、全国農薬安全指導者協議会宮城県支部

講師：東京農業大学客員教授 本山直樹氏

参加者：260名

## ● 平成21年度事業計画等の検討について

検討内容は以下の通り

- ・平成21年度運動方針・事業方針案について
- ・農薬ガイドブック2009年版の内容、発刊時期、価格等について
- ・助成金の配分について
- ・次期農薬セミナーの開催について
- ・一声運動の媒体品について
- ・安全協30周年記念事業について

## ● 支部活動に当たっての問題点、要望等について

## ● 特別講演「一農薬をめぐる最近の情勢について」

## 2. 教育安全委員会

①平成20年4月15日（火） 11:00～12:30

於：全農薬会議室

- ・今年度農業セミナー開催について（平成20年6月25日仙台市で開催）
- ・一声運動媒体品について
- ・安全協30周年記念事業について
- ・安全協賛助会員の勧誘について
- ・その他

出席者：教育安全担当理事、事務局

・「緑の安全管理士」認定について

日本植物防疫協会主催の植物防疫研修会修了者全員が、(社)緑の安全推進協会の緑の安全管理士（農耕地分野）として認定された。

第67回修了者 23名

第68回修了者 36名（内非組合員3名）

認定済 計979名（農業安全コンサルタント）

### 3. 2009年版農業ガイドブック編集打合せ

5月22日（木）15：30～17：00 於：全農業会議室

- 議 題
- ① 編集日程について
  - ② 編集項目及び体裁について
  - ③ その他

出席者 上田ワードプロセス真田専務、堀江、弓削、宮坂、野口各事務局員

※ 7月10日の安全協常任幹事会において、ガイドブック2009年版は、平成20年7月末迄に新規登録及び適用拡大登録された農業を収録、平成20年12月上旬発刊を決定しました。

### 4. 植物防疫研修委員会

(1) 日 時 平成20年7月23日（水） 10：00～12：30

(2) 場 所 日本植物防疫協会会議室

(3) 議 題

①第69回植物防疫研修会（9月開催）について

ア.開催日程：平成20年9月25日（木）～10月1日（水）

イ.時間割、講師関係

ウ.試験問題関係

エ.その他

②その他今後の研修会の在り方

(4) 出席者 宮坂技術顧問

### 5. 各種シンポジウム等のご案内

①日本植物防疫協会よりシンポジウムの開催案内がありましたのでお知らせします。

シンポジウム「農業による病害虫防除対策の新たな展開」

主 催：社団法人日本植物防疫協会

■日時平成20年9月10日（水）10：00～17：30

■場所東京都北区「滝野川会館大ホール」

東京都北区西ヶ原1-23-3 Tel. 03-3910-1651

■参集範囲国及び都道府県の行政・試験研究機関・普及指導機関、独立行政法人、大学、JA、農業企業、防除機企業及び関係団体

定員500名

■開催趣旨

農業生産の脅威となる病害虫対策はつねに新しい農業の登場によって飛躍的に前進し

てきた。農産物の安定供給の重要性が高まる中、省力化や環境への配慮といった様々な要求に対応しつつ的確な防除に貢献していくためには、優れた農薬素材の開発のみならず製剤施用技術も含めた多様なアプローチが極めて重要となっている。本シンポジウムでは最近における農薬開発の全体動向を紹介するとともに、今後の病害虫防除に新しい選択肢をもたらす農薬技術を紹介し、今後どのような農薬開発が望まれるのかを考える。

■参加費：無料

②報農会より、シンポジウムの開催通知がありましたのでお知らせします。

### 第23回報農会シンポジウム『植物保護ハイビジョン-2008』

「一遺伝子組換え作物の現状と課題」

趣 旨：我が国における植物防疫の発展を推進するため、植物防疫の学術・技術の研究、交流および普及を図る一環としてこのシンポジウムを開催する。

主 催：財団法人報農会

日 時：平成20年9月26日(金)10:00～17:00

開催場所：「北とぴあ」つつじホール(東京都北区王子1-11-1)

TEL 03-5390-1100(会場への連絡は出来ません)

## 主 な 行 事 予 定

### 〔全国農業協同組合〕

平成20年9月18日(木)	第240回理事会
9月25日(木)～10月1日(水)	第69回植物防疫研修会
11月17日(月)	第241回理事会
11月18日(火)	第43回総会・第31回全国集会
	第242回理事会・記念パーティー
12月10日(水)	第243回理事会

### 〔全国農業業厚生年金基金〕

平成20年9月5日(金)	監 査
9月19日(金)	第36回代議員会・第47回理事会
11月17日(月)	第37回代議員会・第48回理事会

## 農林水産省等行政からのお知らせ

### 1. 第1回 GAP の推進に係る情報交換会

農林水産省生産局生産技術課は、7月15日、第1回 GAP の推進に係る情報交換会を開催した。概要は以下の通り。

(1) 日時：平成20年7月15日(火) 13:30~15:50

(2) 場所：経済産業省別館1020号会議室

(3) 出席者：

(委員) 篠原座長、植原委員、岡田委員、片山委員、加藤委員、坂委員、坂倉委員代理、壽原委員、副島委員、中嶋委員、原委員、松本委員

(事務局) 生産局生産技術課 鳩山課長、安岡課長補佐、龍澤課長補佐ほか

(4) 議事概要

○ 資料1に基づき、事務局から情報交換会の進め方について説明後、委員の互選により、篠原委員を座長として選出。

○ 資料2に基づき、事務局からGAPをめぐる状況について説明。

○ 資料3-1から資料3-5に基づき、坂委員、原委員、加藤委員、片山委員、松本委員から、各GAPの取組、課題等について説明。

○ 資料4に基づき、事務局から意見交換の論点メモについて説明。

5 委員からの主な意見等(なお、今回はすべての委員からの報告が終わっていないため、全体意見の掌握は出来ていない)。

■ GAPの取組は生産者の取組であり、将来的には、コスト低減や品質向上に資する取組として進めていきたい。

■ 生産者の負担感が大きいので、メリットを示していかなければ、やらされるという印象が生じるとともに、一方的な指導ではうまくいかない。

■ GAPの取組は、必ずしも販売面に反映されないが、産地ごとに実需者の要望に応えるという方向で取り組んでいる。実需者の要望に応えるためには何らかの認証が必要になることもあるかも考えている。

■ 数年前に、量販店の点検項目に取り組もうとした経験があるが、まずは具体的にどうするのかということを確認する必要であった。GAPに関しても、一軒一軒の生産者に理解してもらうのはなかなか大変である。しかし、いったんしっかり理解できれば、自ら積極的に点検項目を作るなどをするようになり、課題の多くは解決できると思われる。

■ GLOBAL GAPでもJGAPでも、全項目に取り組むことに意味がある。高いハードルのGAPを導入してみて、結果が不適合であったとしたら、それらの点を改善すればよく、自分の畑がどのレベルにあるかを確認することができるので、一挙に全項目に対する取り組みをするのが有効であると考えている。

■ IPMの技術など、普及指導員や営農指導員といった専門的な知識を有する者が必要な場合もあるので、問い合わせることができる組織やホームページなどが求められる。

■ 農産物の安全に関しては、量販店ごとに求める安全基準が異なるのはおかしいし畑ごとで基準が違うのもおかしいので、標準的なGAPを作るべきである。

■ GAPは、地方、民間の自主的な取組を盛り上げる力を持つものであるべきであると考えている。また、それを損なうような仕組みはあってはならないと思う。自主的な取組を積み上げて、安全安心な生産物を作っていくという枠組みにすべきであると考えている。

■ なぜ普及しないのかという問題を考える必要がある。一般的に日本の生産者は非常に優秀であるが、まだまだ零細な規模の生産者が多いという状況の中で、普及させるには社会的コストが大きすぎると感じている。また、あまりにも社会の変化が激しすぎて、その中でも消費者の意向・関心の変化を十分に意識できていなかったために、GAPが必要だという意識に至らなかったということもあったのではないかと。

■ GAPは農産物のリスク対策にかかるコストを総合的に軽減するための手段であると

考えている。そのためには、トレサビリティや回収措置などのリスク管理と組み合わせることで使っていくものであると思うが、安全管理手法であるGAPがそれらと組み合わせるかに使えるものにするか、補完しあえることで全体のコストを下げるということを考えていかなければならない。

■ GAPは、新しい技術や消費者の要望を、生産者の人に知ってもらうための良いきっかけになるのではないか。GAPの普及が、高い教育効果を持ち、日本の農業の力を強めていくのではないか。

■ 国がGAPに関与する場合、農業政策との整合性が重要であるが、自給率の向上や農業者の育成、多面的機能への配慮、食への信頼の向上などと適合しているか、さらに、国際制度との整合性などにも目配りをする必要がある。

■ 検査や監査がGAPの実践に含まれる場合には、かなり厳密に対応しなければならないと考える。監査結果や改善指導の内容については信頼性の高いものにしていく仕組みが必要ではないか。

■ GAPの設計の仕方として、標準化したGAPと差別化したGAPというものがあるのではないかと考えている。標準化GAPについては、全国的に広域流通する農産物のGAPと、地域だけに通用するローカルな農産物のGAPに分かれると思うが、国が推進すべきGAPは、標準化したGAPという部分ではないか。標準化する際には、消費者にも理解してもらえとともに、農産物の安全については科学的基準を提示することにより広く生産者全員に理解してもらい、日本の農業を強化する役目を果たすものにしていくということを考えなければならない。

■ 様々な作業プロセスで、ムダな動きを排除することもでき、必然的にコストダウンにつながった例もあった。

■ GAPに取り組む者がGAPの本質を理解することが重要。なぜこういう要求項目があるのか、また要求項目の裏側にあるもの（危害の因果関係など）は何かということを理解するということ。

■ 指導者が必要という点に関しては、特に指導者がどうということではなく、みんなで問題点を共有するということが重要だと思っている。

■ GAPが差別化のツールになるものであれば、GAPをやる必要はない。そのために、GLOBALGAPは作られていないし、そういう差別化には反対する。

■ 輸出を目的としているレベル・国際競争力を求めるというレベルと、国内農業の農協、組合の組織で取り組まれるレベルがあるが、同列で議論するのは平行線になってしまい難しいのではないか。2つのレベルは分けて考えるべきではないか。

■ 食の安全は、全ての農産物が安全である必要があるということで、全ての方が取り組めるGAPというものが必要であると考えます。

■ 今後の検討の中では、情報の共有化によって、農家が実際に取り組むにあたって、何に向かって取り組めばいいのかが掴めるように、整理する必要がある。

■ GAPというのは、生産者自らも考えて共に進めていくことが、一番の普及推進のポイントであろう。生産者自らの取り組みとして推進する必要があると考えている。

■ 輸出向けと国内向けへの対応については、みなさんが参加できる、取り組めるという基礎的なもの、共通的な管理項目を整理することが必要かと思われる。そして、用途に応じて段階的に、基礎・応用・発展という形で進めていくことが必要かと思う。

■ この一年の動きの中で、GAPについては多様な取組が広がりを見せていると感じる。しかし、多様であるために、生産現場は混乱している状況であったし、同じことが今後も広がっていくだろうと感じている。ぜひとも交通整理が必要である。

■ そもそも国の関与として、GAPについては民間にお任せしますというスタンスであったが、それは適当だったのかということも再度検討しなければならない。例えば、韓国の農政は日本をモデルとして進めている一方、GAPについては国を挙げて積極的に取り組んでいる。また、韓国もGLOBALGAPを意識しているようである。こうした積極性は評価できると思う。

■ GAPというものは本来一つしかない。GAPを実践するのに、いろいろなアプローチ

の仕方があるだけなのではないか。それぞれのアプローチによって、取組の質を高めていけばよいのではないか。しかし、現段階ではそのアプローチを2～3位に整理し、将来的には自然に1つに統合していけるような道筋を示せば良いと考えている。

■ G A Pの取組によるメリットの提示が必要ではないか。価格への反映は難しいだろうが、生産者の経営改善に結びつくような項目もあり、これらの項目を示して欲しいという要望もある。そういうものが整理されると、指導者もやる気が出てくるのではないか。

■ 各県のG A Pは、ほかの県よりもここが優れているというアナウンスがされていて、事実上差別化の競争になっているのではないか。現場は、どちらが本当なのかという疑問を持つ。そういったことに振り回されるのは困る。

■ 生産者として言いたいのは、日本の生産者のレベルを低く見ているのではないか。だから、国際標準にあわせて、どれだけそのレベルと乖離しているかを確認すればよいだけではないか。

■ 指導の仕方をどうするかという課題について、面的に広げる底辺の底上げ的な普及と、頂点を目指す高いレベルでの取り組みは違うと考えている。現段階では、面的に広げるための指導の仕方をどうしていったらよいか、具体的にどういったことに取り組むかといったような議論が重要である。

■ 推進をしてくれる中心的な人をどうするか、どう育てるかという議論も次回以降の会議で必要かと思う。

6 資料5に基づき、事務局から今後の情報交換会の進め方について説明。

以上

※ 会議資料は23～33頁に掲載

## 2. 埋設農薬の管理状況等に係る調査の結果について

農林資産省は、過去に処理した有機塩素系農薬について、本年4月農政局等を通じ、都道府県に調査を依頼し、今回その結果を取りまとめ公表した。公表内容は以下の通り。

平成20年7月29日

農林水産省

### 埋設農薬の管理状況等に係る調査の結果について

過去に埋設処理した残留性有機塩素系農薬について、本年4月に都道府県に依頼し、管理状況等に係る調査を行いました。その結果、埋設された農薬は、全国24道県168カ所の総数量約4,400tであり、その全てが適切に管理されていることが判明しましたのでお知らせします。

#### (1) 経緯

●有機塩素系農薬（BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン及びエンドリン）は、残留性が高いなどの問題があったため、昭和46年に「有機塩素系農薬の販売の禁止及び制限を定める省令」（昭和46年4月17日農林省令第26号）に基づき販売の禁止又は制限をし、「有機塩素系殺虫剤の使用および使用不能農薬の処分について」（昭和46年2月27日付け46農政第934号農政、畜産、蚕糸園芸局長、林野庁長官通知）等により、埋設による処分を行うよう指導しました。

●その後、国際的な枠組みの下で、これら農薬を含む残留性の高い有機化学物質の適切な管理及び処分等を進めるために、平成13年5月22日に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（「POPs条約」。わが国は平成14年に批准。）が制定され、同条約に加盟



する各国は、その適切な管理を行うことが義務付けられました。

このため、農林水産省は、都道府県が実施する埋設農薬の掘削及び最終処分が着実に進むよう、平成16、17年度において補助金による支援を行いました。（いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から当該補助金が廃止され、これに見合った税源が都道府県に委譲されたことに伴い、現在は都道府県における取組みが進められています。）

●POPs条約では、「締結国は条約を履行するために講じた措置について、締結国会議に報告する」とされていることから、農林水産省では、埋設農薬の管理状況を把握するため、都道府県における管理状況を調査しました（前回は平成13年度に実態調査を実施）。

## (2) 調査結果

●埋設農薬は、全国24道県、168カ所の総数量約4,400tでした。これらの農薬については、周辺状況、土壌、水質についての調査を通じてその全てが適切に管理されていることが判明しました。また、このうち、既に無害化処理された農薬は、全国46カ所の総数量約2,200tでした。

### お問い合わせ先：

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：農薬指導班 仲田・木村・磯部

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3502-5969

## 3. 第4回農薬登録制度に関する懇談会

農林水産省は、7月29日消費・安全局長主催の「第4回農薬登録制度に関する懇談会」を中央合同庁舎第4号館会議室で開催された。

今回の議題は、①作物残留試験の例数の取扱いについて②既登録農薬への作物残留試験例数の取扱いについて③農薬取締法改正後の5年後の見直しに係る検討。の3議題で各委員とも熱のこもった討論が展開された。なお、今回の懇談会ではいずれも結論が出ず、11月に開催予定の次回懇談会に結論を持ち越した。

会議資料は34～45頁に掲載。（※資料2～7は紙面の都合上省略）

## 4. 生物多様性戦略検討会議（生き物認証マークで提案）

農林水産省は、7月31日第2特別会議室で生物多様性戦略検討会を開催し、「生き物認証マーク」への提言を取りまとめた。

これは、農林水産業が生物や自然環境の保全に貢献している点が国民に理解されれば、国産の農林水産物への関心が高まり食料自給率向上にもつながる、と明記している。

また、農林水産省は21年度概算要求予算に調査費などを盛り込みたい考えという。

この提言では、生物多様性を重視した農林水産業を推進するためには、生産者の理解を高めるとともに消費者の理解を深めるのが重要と指摘。「生き物認証マーク」を、生物多様性の保全に取り組む生産者と受け手である消費者をつなぎ、国民の理解を深める手段として有効と位置づけている。

なお、生き物認証マークの持つ役割として以下を挙げている。

- 生物多様性への理解を深めるきっかけとする。
- 地域の自然環境のアピールとしたい。
- 農林水産物または産地への付加価値の付与に寄与、消費者との認識を共有したい等。

さらに、認証の方法としては、以下の方法を検討している。

- 自主認証
- 生産者と消費者による当事者認証
- 行政機関等による第三者認証

なお、検討会は、これらを踏まえながら全国各地での取り組みを広げるための検討がさらに必要であるとした。

検討会の資料は 46～49 頁に掲載。

## 5.2007年度の食料自給率が40%に回復

農林水産省は8月5日、2007年度の食料自給率が供給熱量（カロリー）ベースで前年度に比べ1ポイント上昇し、40%を回復したと発表した。

カロリーベースの食料自給率が前年度より上昇したのは13年ぶりで、コメの消費拡大や国産野菜の人気の高まったことが影響したとしている。

ただ、自給率向上は国際的な穀物高騰を背景に国産の小麦やコメの消費が伸びたことの影響も大きく、自給率大幅向上に向けた展望は開けていない。

政府は2015年度までに食料自給率を45%まで回復させる目標を設けているが、農水省はこれとは別に、政府目標を上回る50%以上への引き上げを目指す方針を打ち出している。

2007年度は12年ぶりにコメの消費量が増加。今年1月の中国製ギョーザ中毒事件の影響等もあり、年度末にかけて国産野菜の需要が高まった。また、天候が良好だったため小麦の生産量が伸び、過去10年間で最高を記録した。さらに、砂糖原料のテンサイやサトウキビの生産が拡大したことも自給率向上に結び付いたと分析している。

### (1) 平成19年度食料需給表のポイント（大臣官房：食料安全保障課）

## ● 食料自給率

○ 平成19年度の食料自給率は、カロリーベースは前年度から1ポイント増加し40%、生産額ベースは前年度から2ポイント低下し66%

## ● 消費と生産

### (1) カロリーベース

○ 消費面では、供給熱量（1人・1日当たり）は、対前年度1kcal増の2,551kcal（前年度比0.03%増）

○ 生産面では、国産熱量（1人・1日当たり）は、対前年度13kcal増の1,016kcal（前年度比1.3%増）

### (2) 生産額ベース

○ 食料の国内消費仕向額は、前年度から781億円増の15兆941億円（対前年度比0.5%増）

○ 食料の国内生産額は、前年度から2,601億円減の10兆38億円（対前年度比2.5%減）

## ● 主な品目の食料自給率に対する影響

### (1) カロリーベース

#### ① 食料自給率上昇の要因となった主な品目

○ 小麦については、作付面積が減少（△4%）したものの、主産地である北海道や九州などで天候に恵まれたため（単収：+13%）、生産量が過去10年で最高の91万トンとなり、国産熱量が増加

○ 米については、前年度に比べて1人1年当たりの消費量が0.4kg増加（61.0kg→61.4kg）したことから、自給率の高い米の供給カロリー全体に占める割合が増加

○ 砂糖類については、天候に恵まれたため、てんさいの収穫量が増加するとともに、さとうきびの収穫面積、収穫量が増加したことにより、国内産糖の生産量が増加（+3.5%）

○ ばれいしょについては、春植えばれいしょが比較的天候に恵まれたため、作柄の悪かった前年に比べ生産量が増加（+9.2%）

○ みかんについては、裏年であった前年に比べ、表年となったことから、生産量が増加（+27%）

#### ② 食料自給率の低下に寄与した主な要因

○ 油脂類のうち、魚油については、原料となる魚種の漁獲量の減少や需要の減少に伴い、国内生産量が減少（魚油生産量：△13%）

○ 牛乳乳製品については、夏場の猛暑の影響等から国内生産量が減少（△0.8%）する一方、チーズ等の輸入量が増加（+1.6%）

○ かんしょについては、主産地である鹿児島県における台風や高温・小雨の影響により、前年に比べ生産量が減少（△2.1％）

## （2）生産額ベース

### ① 食料自給率低下の要因となった主な品目

○ 野菜については、たまねぎ、にんじん、きゅうり、トマト、なすなどの果菜類を中心に国内生産量が増加したものの、需要の減少のため価格が低下し、国内生産額が減少

○ 米については、前年に比べて米価が下落し、国内生産額が減少

○ 畜産物のうち牛肉及び鶏卵については、国内生産量が増加したものの、供給増による価格の低下に加え、とうもろこし等の国際相場の上昇を受けて配合飼料価格が上昇したこと等から輸入飼料額が増加し、国内生産額が減少

(注) 畜産物の国内生産額は、輸入飼料額を控除して算出

### ② 食料自給率の上昇に寄与した主な要因

○ いも類のうちかんしょについては、台風や高温少雨の影響により生産量が減少したものの国産価格が大幅に上昇し、国内生産額が増加

○ 果実のうち、みかんについては、生産量の増加が価格の低下を上回ったこと、りんごについては、品質が良好であったことにより価格が上昇したこと等により、国内生産額が増加

## ● PFCバランス

○ 米の消費増、魚介類の消費減、油脂類の消費減などにより、前年度に比べて、炭水化物の割合が0.4ポイント増加、たんぱく質の割合が0.1ポイント減少、脂質の割合が0.3ポイント減少したことから、昨年度に比べて改善。

◎詳細についてお知りになりたい方は、以下のアドレスから入手してください。

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/index.html>

## 6. 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の公表について

農林水産省は、7月31日、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づき、7月30日に開催した食料・農業・農村政策審議会食糧部会での審議を踏まえ、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表した。

平成20年7月31日

農 林 水 産 省

## 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の公表について

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第4条第4項の規定に基づき、7月30日に開催した食料・農業・農村政策審議会食糧部会での審議を踏まえ策定しましたので、別添のとおり公表いたします。

別添：省 略

◎詳細についてお知りになりたい方は、以下のアドレスから入手してください。

[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/beikoku\\_sisin/h200731/pdf/kihon\\_sisin.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/beikoku_sisin/h200731/pdf/kihon_sisin.pdf)

### 7. 平成20年度病害虫発生予報第6号の発表について

農林水産省植物防疫課は、8月7日、別添、「平成20年度病害虫発生予報第6号」を発表した。

(別 添)

平成20年8月7日

農 林 水 産 省

#### 平成20年度病害虫発生予報第6号の発表について

向こう1か月の主要な病害虫の発生動向についての予察情報及び病害虫防除に関する栽培管理について解説します。

##### 病害虫防除の主な留意点

全国的には、6月後半以降、高温・小雨となったこともあり、病害について特に問題となる発生は見られていません。しかし、北海道及び東北では、7月中下旬以降に前線及び低気圧の影響で日照不足、多雨、低温となっている地点があり、一部で、いもち病（穂いもち）の発生が懸念されています。現在、病害の発生が少ない作物でも、今後、大雨や日照不足、台風の襲来などによって病害が多発する場合がありますので、気象状況に留意して、防除対策を行ってください。

一方、害虫については、6月中旬以降の天候が害虫の発生に好適な条件（高温・小雨）となったことから、水稻、大豆、果樹のカメムシ類、果樹及び野菜類のアザミウマ類及びハダニ類などの発生が多くなっています。特に、これから出穂期を迎える水稻では、着色粒の原因ともなる斑点米カメムシ類に注意が必要です。今後、効率的かつ効果的な病害虫防除を行うため、作物の生育状況、気象予報に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報を活用して、適切な病害虫防除を行ってください。なお、薬剤による防除を実施する場合には、病害虫が薬剤への抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避

けるとともに、飛散対策を講じてください。

## 用語の解説

### 1.【発生量（程度）】

- ・多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅
- ・やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅
- ・やや少ない（やや低い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・少ない（低い）：やや少ないの外側 10%の度数の入る幅

（平年値は過去 10 年間の平均）

### 2.【地域】

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北東北：青森県、岩手県、秋田県

南東北：宮城県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東：茨城県、栃木県、群馬県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

甲信：山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

### 【稲】

#### （いもち病）

全国的に 6 月中旬以降、降水量が少なく、日照時間が長かったため、葉いもちの発生は抑制され、全国的に発生量は平年以下 となっています。また、今後の発生も、平年以下と予想されます。しかし、北海道及び東北では 7 月中下旬以降、前線や低気圧の影響で日

照不足、多雨、低温と なっている地点があり、今後も天候がいもち病菌の感染に好適な条件（降水量が多く、日照時間が短い）が続くと、急速に発生が広がる可能性があります。このため、長期残効性薬剤を施用した本田であっても、注意深く見回り、早期の発見に努めるとともに、発生を認めた場合は、早期に薬剤を散布してください。

また、上位葉に葉いもちの病斑が見られるところでは、穂いもちの発生が懸念されます。薬剤散布は、穂ばらみ期及び穂揃期に実施してください。穂いもちの発生は、南東北の一部で「やや多い」と予想されることから、注意報が発表されています。

なお、薬剤を使用する場合は、一部の薬剤に対する耐性菌が認められているので、都道府県から発表されている耐性菌の分布情報を参考にして、薬剤を選定してください。

#### （紋枯病）

紋枯病は、高温・多湿が続くと発生が助長されます。6月中旬以降、全国的に気温が高く推移していることから、本病の発生は、早期水稲では南九州の一部で「やや多い」、普通期水稲では南関東、北陸の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。なお、1か月予報では気温は高いとされており、今後の発生は、北東北の一部で「多い」、北陸の一部で「多い」又は「やや多い」、南東北、南関東及び九州の一部で「やや多い」と予想されます。穂ばらみ期から出穂期に発生が見られる場合は、発生状況に応じて薬剤を散布してください。

#### （白葉枯病）

白葉枯病の発生は、南九州の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。また、今後の発生も全国的に平年以下と予想されます。しかしながら、台風、大雨等により水稲が浸冠水した場合には、激発することがあります。本病は浸冠水の約10日後に葉先に近い肩の部分に黄白色の初期病斑が形成されるので、本田の見回りの際には、葉を注意深く観察し、病斑の早期発見に努めるとともに、病斑を認めた場合には薬剤を散布してください。

#### （斑点米カメムシ類）

斑点米カメムシ類の発生は、全国的に多い傾向にあり、8月6日までに14府県から18件の「注意報」が発表されています。

水田畦畔や休耕田のイネ科雑草及び水田周辺のイネ科牧草（イタリアンライグラス等）を草刈りする際には、カメムシ類の発生状況に注意して行ってください。特に、水稲の出穂期前後に出穂したイネ科雑草等を刈り取ると、カメムシ類の水田への飛び込みを助長するので注意してください。

薬剤による防除を行う場合、散布時期については、都道府県病害虫防除所から発表される

発生予察情報を参考にしてください。

#### (海外飛来性害虫)

トビイロウンカの飛来量は、近畿の一部の「やや多い」ほかは、平年以下となっています。また、今後の発生については、全国的に平年以下と予想されます。水稻の株元を注意深く観察し、成虫及び幼虫を認めた場合は、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報で防除情報を確認し、発生に応じて薬剤を散布してください。

セジロウンカ及びコブノメイガの飛来量は、全国的に平年以下となっています。また、今後の発生も、現時点では平年以下と予想されます。

#### 【大豆】

吸実性カメムシ類の発生は、北東北、南関東、東海及び近畿の一部で「やや多い」と予想されます。ほ場での発生状況に注意し、適期防除に努めてください。

ハスモンヨトウの発生は、南関東の一部で「多い」、北関東及び北九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。ハスモンヨトウの若齢幼虫は集団で葉裏を食害し、白変葉（かすり・レース状の葉）を生じさせます。白変葉が認められた場合には、薬剤散布を実施してください。

#### 【果樹】

##### (果樹共通)

果樹カメムシ類の発生は、甲信、東海、近畿、中国及び北九州の一部で「やや多い」となっています。また、今後の発生は、関東以西の広い地域で平年よりも発生が多くなると予想されます。例年カメムシ類の被害が多い園地や、山林に隣接した園地では、果樹園の観察をきめ細かく行い、飛来があった場合、初期からの防除を徹底するよう心掛けてください。ハダニ類の発生は、今後の気象予報で高温、小雨が予想されていることから、多くなると予想されます。発生を認めた場合、薬剤による防除を実施してください。

##### (かんきつ)

かいよう病の発生は、南関東の一部で「やや多い」、四国の一部で「多い」となっています。今後の発生は、南関東の一部で「やや多い」と予想されます。伝染源となる発病葉及び発病枝は除去して、確実に園外で処分し、発生に応じて薬剤散布を実施してください。特に、本病は風雨により感染が助長されるので、台風など風雨が強まることが予想される場合には、事前に薬剤を散布してください。そうか病の発生は、近畿の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。今後の発生は、全国的に平年以下と予想されます。しかし、既に発生が見られる園地では、伝染防止のため、発病葉及び発病枝は除去して、確実に園外で処分し、薬剤散布を実施してください。



黒点病の発生は、北九州の一部で「やや多い」となっています。今後の発生は、北九州で「多い」又は「やや多い」、南九州の一部で「やや多い」と予想されます。伝染防止のため、枯れ枝は除去し、降雨の状況に応じて適切に薬剤散布を実施してください。

チャノキイロアザミウマの発生は、東海及び北九州の一部で「やや多い」となっています。今後の発生は、北九州の一部で「多い」又は「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤の散布を実施してください。ミカンハダニの発生は、九州の一部で「やや多い」となっています。なお、気象の1か月予報が高温、小雨のため、今後の発生は、南関東、中国及び四国の一部で「やや多い」、九州の一部で「多い」又は「やや多い」と予想されるので、発生に応じて薬剤を散布してください。

#### (りんご)

ナシヒメシンクイ、モモシンクイガ等のシンクイムシ類の発生は、全国的に平年以下となっています。なお、今後の発生は、北海道で「やや多い」ほかは、平年以下と予想されます。地域のフェロモントラップでの誘殺状況に応じて、適期に防除してください。

ナミハダニ、リンゴハダニ等のハダニ類の発生は、北東北の一部で「多い」となっています。なお、今後の発生は、東北、甲信及び北陸の一部で「多い」又は「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤を散布してください。

#### (なし)

黒星病の発生は、東北、甲信、東海、近畿及び九州の一部で「やや多い」、関東及び中国の一部で「やや多い」又は「多い」となっています。なお、これらの地域では、今後も同様に平年よりも発生が多くなると予想されます。発生状況に注意して適期に薬剤を散布してください。また、発病部位は伝染源となるので、早期に除去し、適切に処分してください。本病は、降雨が続くと感染が拡大するので、天候の推移を見て、散布間隔が開き過ぎないように薬剤を散布してください。

黒斑病の発生は、南関東、中国及び北九州の一部で「やや多い」となっています。なお、今後の発生は、全国的に平年以下と予想されます。発生状況に注意して適期に薬剤を散布してください。また、発病部位は伝染源となるので、早期に除去し、適切に処分してください。ナシヒメシンクイの発生は、東海、中国及び北九州の一部で「やや多い」となっています。なお、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、北関東、北陸、東海及び北九州の一部で「やや多い」と予想されます。地域のフェロモントラップでの誘殺状況に応じて、適期に防除してください。ハダニ類の発生は、南九州の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。なお、今後の発生は、南関東の一部及び北陸で「多い」、東北及び北九州の一部で「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤を散布してください。

### (もも)

せん孔細菌病の発生は、甲信の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。なお、今後の発生は、全国的に平年以下と予想されます。罹病枝の除去を確実に行ってください。また、本病は、降雨や強風により発生が助長されるので、降雨の合間を見て薬剤を散布してください。

ハダ二類の発生は、中国の一部で「やや多い」となっており、今後の発生は、中国及び四国の一部で「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤を散布してください。

### (ぶどう)

べと病の発生は、北九州の一部で「多い」、南関東の一部で「やや多い」となっています。なお、今後の発生は、南関東及び甲信の一部で「やや多い」、北九州で「多い」又は「やや多い」と予想されます。本病は降雨により発生が助長されるので、天候に注意して適期防除を実施してください。

チャノキイロアザミウマの発生は、全国的に平年以下の発生となっています。なお、今後の発生は、北東北の一部で「多い」、甲信の一部で「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤の散布を実施してください。

### (かき)

炭そ病の発生は、全国的に平年以下の発生となっており、また、今後の発生も平年以下と予想されます。うどんこ病の発生は、東海及び近畿一部で「やや多い」ほかは、平年以下の発生となっています。なお、今後の発生は、近畿、中国及び四国の一部で「やや多い」と予想されます。これらの病害については、果樹園の観察をきめ細かく行い、発病枝や被害果実の除去を行うとともに適期に薬剤散布を実施してください。フジコナカイガラムシの発生は、東海、中国及び北九州の一部で「やや多い」となっています。なお、今後の発生は、東海及び四国の一部で「やや多い」と予想されます。早期発見に努め、発生を認めたら場合は薬剤を散布してください。

### 【茶】

炭そ病の発生は、近畿の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっています。なお、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、近畿の一部で「やや多い」と予想されます。園内観察を行い、発生に応じて薬剤を散布してください。クワシロカイガラムシの発生は、東海の一部で「やや多い」ほかは平年以下となっています。なお、今後の発生は、全国的に平年以下と予想されます。ふ化幼虫の発生状況を観察し、病害虫防除所等が発表する情報を参考に、ふ化最盛期に薬剤散布を実施してください。チャノココカクモンハマキの発生

は、近畿の一部で「やや多い」となっており、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、近畿の一部で「やや多い」と予想されます。チャハマキの発生は、南関東の一部で「多い」となっており、今後の発生は「やや多い」と予想されます。これらの害虫は、地域の予察灯やフェロモントラップでの誘殺状況に応じて、適期に防除してください。

チャノホソガの発生は、南関東の一部で「多い」となっており、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、近畿及び北九州の一部で「多い」又は「やや多い」と予想されます。

チャノキイロアザミウマの発生は、北九州の一部で「多い」又は「やや多い」となっており、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、近畿及び北九州の一部で「やや多い」と予想されます。チャノミドリヒメヨコバイの発生は、南関東の一部で「多い」、近畿の一部で「やや多い」、九州の一部で「多い」又は「やや多い」となっており、今後の発生は、南関東の一部で「多い」、近畿及び北九州の一部で「やや多い」と予想されます。

これらの害虫が多く発生している茶園では、萌芽期に薬剤による防除を行ってください。

#### 【野菜・花き類】

6月中旬以降、天候が高温・小雨となったことから、病害の発生は少なくなっていますが、一方、アザミウマ類、ハダニ類等の害虫の発生が多くなっています。野菜類に広く被害を及ぼすタバコガ類及びハスモンヨトウは、気象条件が高温・小雨傾向で推移すると、発生が多くなるので、今後の天候情報に注意して下さい。また、タバコガ類の幼虫は、果菜類の果実や葉菜類の結球部に食入すると防除が困難となるので、若齢期をとらえた適期防除を行ってください。罹病葉や罹病果は、病害の伝染源となるので、施設及び圃場外に除去し、確実に処分してください。

今後の発生量が多い・やや多いと予想される病害虫及び対象地域

作物名／病害虫名	発生が多い地域	発生がやや多い地域
トマト		
黄化葉巻病	—	南関東、四国
アザミウマ類	北東北	—
コナジラミ類	北関東	南関東、北九州
なす		
アザミウマ類	北関東	北陸、四国
コナジラミ類	北関東	—
ハダニ類	南関東、四国	—
きゅうり		
うどんこ病	—	南東北、南関東、甲信
アブラムシ類	北東北	南関東

いちご		
うどんこ病	—	北関東、南九州
炭そ病	—	東海、四国
ハダニ類	北関東	北九州
ねぎ		
ネギアザミウマ	東北、南関東、北陸	北関東、近畿、北九州
ネギハモグリバエ	南関東、四国	北東北
きく		
アザミウマ類	南東北	東海
ハダニ類	北関東、四国	南東北、北陸

その他

前回（平成 20 年 7 月 24 日）以降、各都道府県が発表している発生予察情報は下記のとおりです。

注意報（前回未発表）

発表月日	県名	作物名	病害虫名
7月23日	宮城	水稻	斑点米カメムシ類

注意報

発表月日	県名	作物名	病害虫名
7月25日	京都	水稻	斑点米カメムシ類
7月28日	香川	果樹全般	果樹カメムシ類
7月28日	北海道	りんご	モモシンクイガ
7月29日	奈良	茶	ミカントゲコナジラミ
7月29日	石川	水稻	斑点米カメムシ類
7月30日	富山	水稻	斑点米カメムシ類
7月30日	島根	水稻	斑点米カメムシ類
7月30日	山形	水稻	いもち病（穂いもち）
7月30日	新潟	なし	ハダニ類
7月31日	青森	ねぎ	ネギアザミウマ
7月31日	岩手	ねぎ	ネギアザミウマ
7月31日	岩手	りんどう	アザミウマ類
7月31日	福岡	水稻（普通期）	斑点米カメムシ類
7月31日	青森	水稻	斑点米カメムシ類
8月1日	岡山	水稻	斑点米カメムシ類
8月1日	福島	水稻	斑点米カメムシ類
8月1日	福島	水稻	いもち病（穂いもち）

8月6日	滋賀	水稻	斑点米カメムシ類
------	----	----	----------

特殊報

発表月日	県名	作物名	病害虫名
7月29日	長野	スターチス	病名未定（Grapevine Algerian latent virus (GALV)）による病害）
7月30日	佐賀	水稻、大豆、野菜類、果樹類	ミナミアオカメムシ
7月30日	新潟	西洋なし	セイヨウナシ褐色斑点病（仮称）
7月30日	新潟	すいか	スイカえそ斑点病（MNSV-W）
8月1日	沖縄	マンゴー	マンゴー枝枯細菌病（仮称）

<平成20年度病害虫発生予察予報これからの発表予定日>

第7号：9月4日（木曜日）

第8号：10月2日（木曜日）

第9号：11月13日（木曜日）

第10号：2月19日（木曜日）

— お問い合わせ先 —

消費・安全局植物防疫課

担当者：防除班 大岡，城島

代表：03-3502-8111（内線4562）

ダイヤルイン：03-3502-3382

FAX：03-3502-3386

8. 農薬取締法に基づく届出と異なる方法で大原パラチウム化学株式会社が製造した展着剤に係る報告徴収について

農林水産省は、8月15日、大原パラチウム化学の展着剤「バンガードKS-20」に対し、農薬取締法に基づき登録申請した農薬の有効成分含有量と販売製品の有効成分含有量に食い違いがあるとして、農林水産省のホームページで公表した。公表内容は以下の通り。

【公表内容】

平成20年8月15日

農林水産省

農薬取締法に基づく届出と異なる方法で大原パラチウム化学株式会社が製造した展着剤に係る報告徴収について

今般、大原パラチウム化学株式会社（京都府京都市）に対する立入検査において、収去した展着剤（製品名：バンガードKS-20）を分析したところ、有効成分の含有量が農薬登録

時の届出内容の半分程度となっていること、並びにオレイン酸及びモルホリンが1%程度混入していることが確認されました。この結果を踏まえ、農林水産省は本日(15日)、同社に対し、製造方法が変更された原因、経緯及び再発防止策等の報告を命じました。なお、当該資材の使用により、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

#### 1.経緯

大原パラチウム化学株式会社(京都府京都市)が製造・販売している「パンガードKS-20」(商品名)は、展着剤として農薬登録があるが、農薬登録時の届出と異なる方法で製造を行っているという情報が寄せられたことを受け、同社の工場に対し、農薬取締法第13条第1項の規定に基づく立入検査を行いました。

立入検査の際に収去した当該製品を分析したところ、有効成分であるポリオキシエチレン脂肪酸エステル含有量が、農薬登録時の届出にある20%と比較し、約半分の8.5~9.3%であることが確認されました。併せて、製造過程で含有の可能性がないオレイン酸及びモルホリンが1%程度混入していることが確認されました。

#### 2.措置

この結果を踏まえ、農林水産省では、本日(15日)大原パラチウム化学株式会社に対し、

- (ア) 製造方法を変更した経緯
- (イ) 流通している製品に対して講じた措置
- (ウ) 再発防止のための改善措置

について、農薬取締法第13条第1項の規定に基づき報告を命じました。

なお、混入が認められた成分について、オレイン酸は食用油中にも含まれる成分であり、モルホリンは危険物IV類(引火性)に該当するものの、その混入量や当該製品の使用方法(希釈倍数)から判断して、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

### ○ 農薬取締法【抄】(昭和三十二年法律第八十二号)

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第七条製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあってはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 公定規格に適合する農薬にあっては、「公定規格」という文字

三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四～十二（略）

（報告及び検査）

第十三条農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

### パンガード KS-20(展着剤)の成分分析結果

#### 【概要】

パンガード KS-20(展着剤)の3ロットについて、有効成分(ポリオキシエチレン脂肪酸エステル)の含有量を分析した。

その結果、有効成分の含有量が届出の含有量よりも低いことが判明した(届出の20%に対し、9.05%(w/w))。また製造過程で混入の可能性がないオレイン酸及びモルホリンが1%程度検出された。

パンガード KS-20 中のポリオキシエチレン脂肪酸エステル及び、混在物の平均含有量

ポリオキシエチレン脂肪酸エステル(w/w%)	モルホリン(w/w%)	オレイン酸(w/w%)
9.05	1.24	1.40

第1回GAPの推進に係る情報交換会

議事次第

日時：平成20年7月15日（火）  
13：30～16：00  
場所：経済産業省別館1020号室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 情報交換会の進め方
- 4 座長選出
- 5 議題
  - (1) GAPをめぐる状況について
  - (2) 各GAPの取組、課題等について
  - (3) 意見交換
  - (4) 今後の進め方について
- 6 閉会

第1回GAPの推進に係る情報交換会

出席者（予定）

植原千之	イオントップバリュ株式会社取締役
岡田貴浩	横浜丸中青果株式会社執行役員
片山寿伸	片山りんご株式会社代表取締役
加藤浩生	JA全農ちば営農直販部営農対策グループ営農技術センター長
坂 芳則	埼玉県農林部農産物安全課長
篠原 温	千葉大学大学院園芸学研究所教授
壽原克周	日本生活協同組合連合会産直担当
副島陽一	社団法人全国農業改良普及支援協会常務理事
戸井和久	株式会社イトーヨーカ堂青果部シニアマネージャー
中嶋康博	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
原 広志	愛知県経済農業協同組合連合会営農総合室営農企画担当課長
松本 武	有限会社松本農園取締役

（敬称略、五十音順）



資料1

第1回GAPの推進に係る情報交換会

GAPの推進に係る情報交換会開催要領

配布資料一覧

- 1 目的
 

農林水産省においては、23年度までに概ねすべての主要産地（2,000産地）でのGAPの導入を目指し、積極的な普及を図っている。

こうした中、去る3月に開催された第2回GAP手法導入・推進会議（以下「推進会議」という。）において、推進会議の下でGAPに携わる実務者等が情報共有、意見交換の場を設けることとなった。

このため、「GAPの推進に係る情報交換会」（以下「情報交換会」という。）を開催し、GAPに係る取組、課題等について情報共有、意見交換を行うとともに、結果を推進会議へ報告する。
- 2 構成
  - (1) 情報交換会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
  - (2) なお、必要に応じ、座長了解の上で、委員を追加することができるものとする。
  - (3) また、委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めることができるものとする。
  - (4) さらに、必要に応じ、参考人の出席を求めることができるものとする。

資料4 意見交換（論点メモ）

資料5 今後の進め方について（案）

- 3 座長
  - (1) 情報交換会に座長を置き、委員の互選によって選任する。
  - (2) 座長は情報交換会の議事を運営する。
- 4 運営
  - (1) 情報交換会は、公開とする。
  - (2) 情報交換会の資料は、情報交換会終了後、ホームページにより公表する。
  - (3) 情報交換会の議事概要は、情報交換会終了後、委員の了承を得た上で、ホームページにより公表するものとする。
  - (4) 上記にかかわらず、特段の理由により情報交換会を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに議事概要を公開するものとする。
  - (5) 情報交換会の事務局（庶務）は農林水産省生産局生産技術課が務めるものとする。

GAPの推進に係る情報交換委員会名簿

植原 千之	イオントップバリュ株式会社取締役
岡田 貴浩	横浜丸中青果株式会社執行役員
片山 寿伸	片山りんご株式会社代表取締役
加藤 浩生	J A 全農ちば営農直販部営農対策グループ営農技術センター長
坂 芳則	埼玉県農林部農産物安全課長
篠原 温	千葉大学大学院園芸学研究科教授
壽原 寛周	日本生活協同組合連合会 産直担当
副島 陽一	社団法人全国農業改良普及支援協会常務理事
戸井 和久	株式会社イトーヨーカ堂青果部シニアマーチャンドライザー
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
原 広志	愛知県経済連営農総合室営農企画担当課長
松本 武	有限会社松本農園取締役

(敬称略、五十音順)

## GAPをめぐる状況について

平成20年7月15日  
農林水産省生産局生産技術課

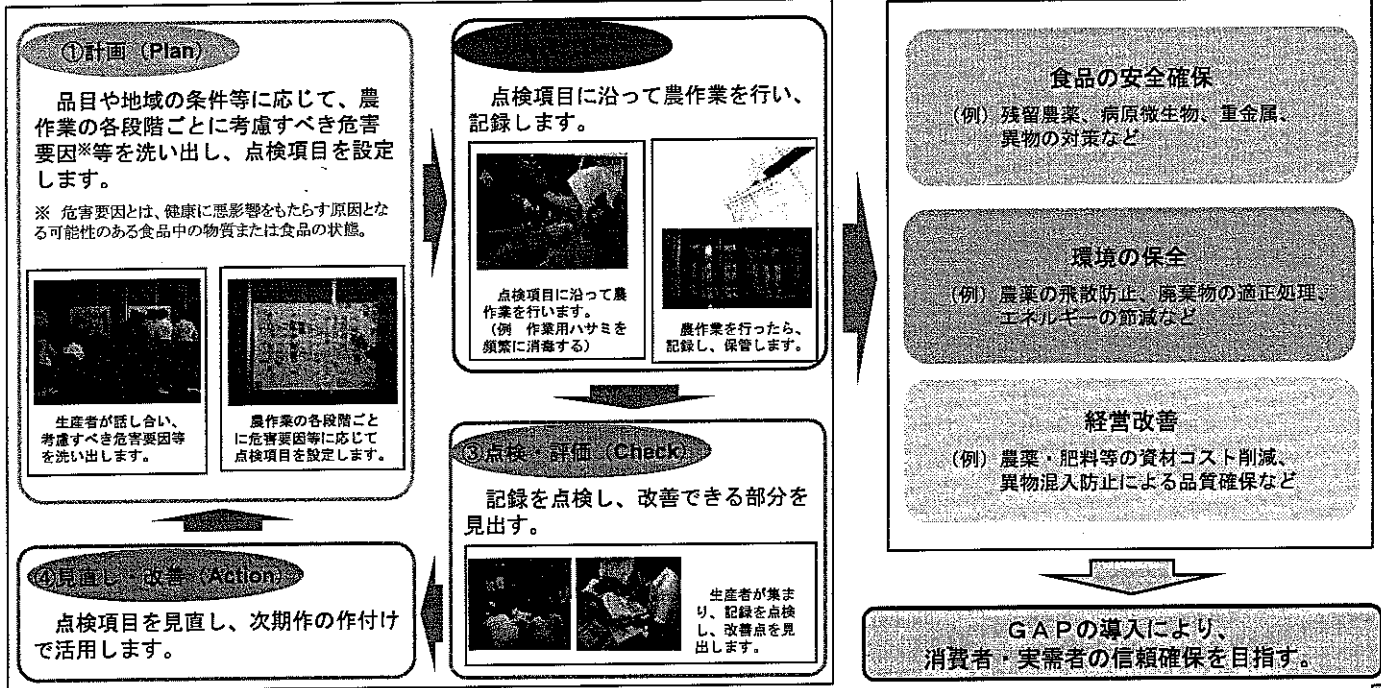
# 1 GAP（農業生産工程管理手法）とは

○ GAPとは、生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全や環境保全などの観点から特に注意すべき事項（点検項目）を定め、これに沿って農作業を行い、記録・検証して、農作業の改善に結びつけていく手法。また、コスト削減などの経営の観点から必要な事項も盛り込み、改善につなげられる。

（注）GAPは「Good Agricultural Practice（良い農業の実践）」の略。

## <GAPの導入>

## <導入のメリット>

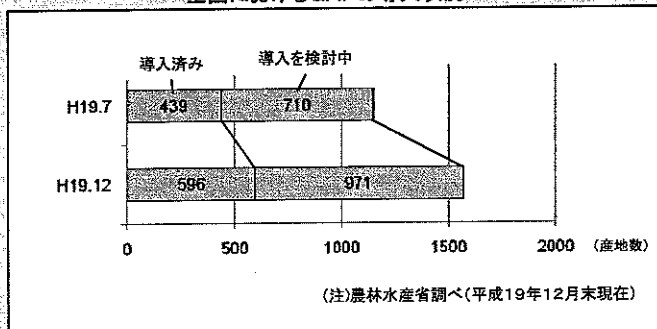


# 2 GAPの取組状況について

- 「21世紀新農政2007」において、GAPを積極的に導入・推進することとし、平成23年度までに概ね全ての主要な産地※（2,000産地）においてGAPの導入を目指すこととしている。
- 平成19年12月末時点で、導入済みの産地（合意形成済みの産地を含む）が596産地、導入を検討中の産地が971産地となっており、ほとんどの都道府県で取組を開始している状況。

※主要な産地とは、産地の競争力を強化するための計画（米、麦、大豆、野菜、果樹）を策定している産地。

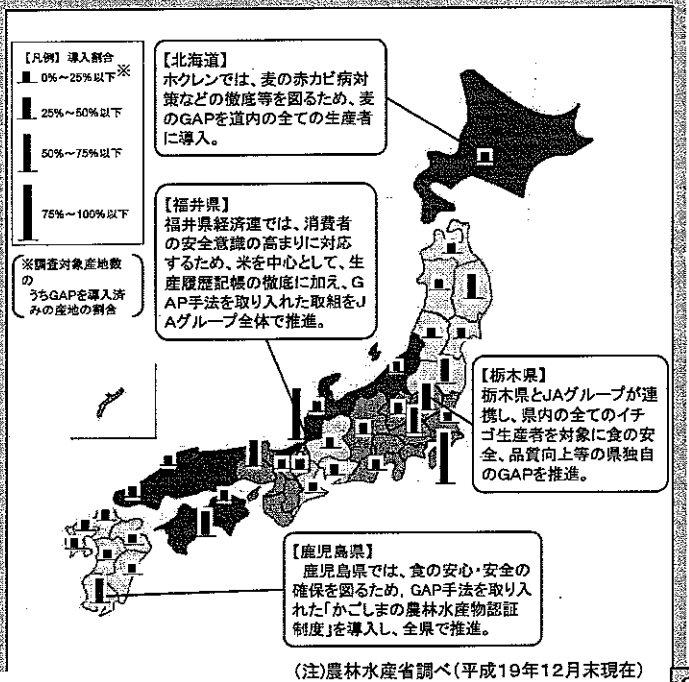
## 全国におけるGAPの導入状況



（参考：GAPの事例）

- 基礎GAP（農林水産省が策定しているGAP）
  - ・食品安全や環境保全に係る汎用性の高い項目に絞った基礎的なGAP
  - ・点検項目は20～25項目程度（7品目（野菜、果樹、米、麦、大豆、花き、茶）で策定）。
- JGAP（NPO法人日本GAP協会が策定しているGAP）
  - ・点検項目は、食品の安全確保、環境の保全、労働安全など約130項目。
  - ・平成19年8月には、GLOBALGAPとの同等性認証を取得。
  - ・平成20年5月末時点で、89件が認証。
- GLOBALGAP（欧州小売業組合が策定しているGAP）
  - ・EU規則等に基づくものではなく、民間で定められたもの。
  - ・点検項目は、食品の安全確保、環境の保全、労働安全など約200項目。
  - ・国内では、平成20年5月時点で13件が認証。

## 都道府県におけるGAPの導入状況



### 3 GAPの取組内容について

○ 様々な推進主体により、それぞれのGAPが推進されており、各GAPの項目を比較すると、農薬や肥料など共通的な項目が設定されている一方、独自に設定されている項目がある。

GAPの推進主体	対象品目	項目数(概算)	点検項目																認証の有無
			食品安全							環境保全					労働安全			その他	
			農薬	肥料	重金属	病原性微生物	化学物質	異物	その他	水の保全	土壌の保全	廃棄物処理・利用	エネルギーの削減	生物の多様性	その他	作業者の安全	従業員の福祉		
農林水産省	施設野菜	約20	5	3	1	2	-	-	7	-	1	1	3	-	-	1	-	1	無
栃木県	いちご	約50	33	5	2	3	-	-	23	1	1	2	1	-	-	6	-	4	無
鹿児島県	青果物	約60	7	3	1	5	1	5	28	-	1	1	-	-	3	-	28	有(第3者)	
日本生活協同組合連合会	青果物	約320	40	12	4	2	5	8	33	2	4	20	-	-	5	1	90	無(2者による点検)	
日本GAP協会	青果物	約130	39	13	5	10	11	10	17	5	5	3	1	3	4	12	7	13	有(第3者)
欧州小売業組合	青果物	約200	67	23	4	6	6	7	67	6	4	13	1	6	1	22	7	22	有(第3者)

(注)1つの項目に2つ以上の内容が含まれているものについては、それぞれの内容毎に数を積み上げている。(※項目数(概算)とは一致しない。)

(それぞれのGAPの特徴)

GAPの推進主体	特徴的な内容
農林水産省	汎用性の高い項目に絞っている。
栃木県	・食品安全分野において、農薬の適正使用に係る項目を中心に設定。 ・その他の分野において、いちごの品質確保に係る項目を独自に設定(例:受粉用のミツバチの適正管理等)
鹿児島県	・その他の分野において、販売管理に関する項目を設定。
日本生活協同組合連合会	・その他の分野において、販売管理に関する項目を詳細に設定。
日本GAP協会	・GLOBALGAPと同等の内容。 ・食品安全分野において、GLOBALGAPでは設定されてない農薬の飛散防止(ドリフト対策)の項目を設定。
欧州小売業組合	・労働安全分野において、作業者の安全のみならず従業員の福祉に関する項目を設定。

(農林水産省調べ)

3

○ 共通的な項目のうち、例えば、農薬の保管について比較すると、各GAPの項目・内容はそれぞれ異なっている。

基礎GAP(施設園芸)	栃木県GAP(いちご)	民間GAP(日生協)	民間GAP(JGAP)
・農薬を整理・整頓して保管していますか。	・農薬の使用簿を整理している。 ・農薬は適正な場所に保管している。	・農薬の保管場所は施錠できるか。 ・鍵の保有者は特定できるか。 ・農薬を使用しない時、保管庫は施錠されているか。 ・鍵の保管場所は誤使用、盗難防止のために効果があるか(ヒヤリング)。 ・農薬は、作業場所を汚染しないように区分けして保管されているか。 ・農薬は、振動、地震によって落下して飛散する危険性がないよう保管されているか。 ・家庭用殺虫剤、殺鼠剤、防虫剤などの薬剤が作業場で使用されていないか。 ・その薬剤は、飛散や汚染の危険性がないように使用されているか。 ・その薬剤は、整理、整頓されているか。 ・農薬の管理台帳はあるか。 ・管理台帳に農薬ごとの対象作物、用途は記載されているか。 ・管理台帳は3ヶ月以内に更新されているか。 ・更新が必要な要件(農薬の追加、削除など)が発生以降に更新されているか。 ・農薬と台帳に記載された内容は一致するか。 ・農薬の購入、使用の記録はあるか。 ・農薬は有効期限内に使用されているか。 ・農薬の在庫数量は一致するか。	・農薬は国や地域の規則に従って保管されていますか。 ・農薬の在庫は台帳で管理されていますか。 ・農薬保管庫には危険性を警告する表示があり、鍵がかかっていますか。また鍵の管理責任者が決まっていますか。 ・農薬は適切な場所に保管されていますか。 ・農薬は購入時に入っていた容器のまま保管されていますか。 ・農薬がこぼれないようになっていますか。 ・農薬どうしが、こぼれた際に混ざらないようになっていますか。 ・容器からの農薬流出に対処する設備がありますか。 ・作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬を分けて保管し、間違えたり混ざったりしないようになっていますか。

## 4 海外における取組状況

### (1) 欧州

- 欧州小売業組合では、平成13年よりGLOBALGAP(旧EUREPGAP)の審査・認証を行っており、平成18年12月時点で約5万9千件(農家・農家グループ)を認証。
- 他の民間GAPの重要管理点と審査・認証制度について、事務局がGLOBALGAPとの同等性を認証しており、現在、13カ国のGAPの同等性が認証されている。
- 我が国における認証件数は13件(20年5月現在)。

- 認証件数(平成18年12月現在)
  - 約5.9万件(農家・農家グループ)
  - EU域内 約4.7万件
  - EU域外 約1.3万件

(EU域外)

トルコ	約3200件	イスラエル	約950件
南ア	約1400件	アルゼンチン	約830件
チリ	約1100件	ケニア	約580件
インド	約950件	など	

- 同等性が確認された民間GAP(13カ国)
  - イギリス、オランダ、スイス、オーストリア、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス、ケニア、NZ、チリ、メキシコ、日本

#### ○ GLOBALGAPの概要

- ・ 欧州でのBSE発生や残留農薬問題等を契機として、2000年に欧州小売業組合が策定したGAP及び認証制度。
- ・ 2007年9月に「EUREPGAP」から名称変更。
- ・ 「食品の安全性の確保」、「環境負荷低減」、「作業者の労働安全」並びに「動物福祉」に関する管理点(約200項目)で構成。
- ・ 審査は、認定機関に認定登録された審査機関が実施し、毎年更新が必要。審査機関は、EU加盟国及び欧州向けに輸出しているその他の地域の国々に存在。
- ・ 小売段階においては、GLOBALGAPの認証を示すラベルやマークの使用は認められていない。
- ・ 事務局が、GLOBALGAPと他国の民間GAPとの同等性を認証。

5

### (2) アジア、米国

○ アジア(韓国、中国など)、米国などにおいても、GAPの導入が進められている。

国名	韓国	中国	米国
名称	優秀農産物管理制度 (KOREAGAP) (2006年)	中国良好農業規範認証 (CHINAGAP) (2006年)	カリフォルニア葉菜類GAPプログラム (2007年)
実施主体	農水産物流通公社	国家認証認可監督管理委員会	カリフォルニア州政府
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農水産物流通公社が策定する管理項目に基づき生産管理が実施される農場に対する認証制度。</li> <li>・ 土壌、水質、農薬・肥料の管理、収穫後の管理などを含む約110項目。</li> <li>・ 優秀農産物管理制度の認証の際に、農産物履歴追跡管理制度(トレーサビリティ制度)の登録取得を義務化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家認証認可監督管理委員会が策定する管理項目に基づき生産管理が実施される農場に対する認証制度。</li> <li>・ 管理項目は食品安全、環境保全、生産者安全など。</li> <li>・ 必須項目の適用度合いに応じて、1級認証及び2級認証がある。</li> <li>・ GLOBALGAPとの同等性認証を申請中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カリフォルニア州政府が策定する管理項目に基づき生産管理が実施される農場に対する認証制度。</li> <li>・ 衛生管理に関する管理項目。</li> <li>・ 対象品目は葉菜類のみ。</li> </ul>

## 5 GAPに係る推進上の課題、今後の推進方向

### 現行の取組・課題

**【目標】**  
23年度までに概ね全ての主要産地(2,000産地)で導入。

**【現状】**  
19年12月末時点で596産地で導入済み(導入を検討中の産地:971産地)。

**【現行の取組】**

- 基礎GAP及び導入マニュアルの策定等によるGAP自体の普及
- 普及指導員研修の実施による指導者の育成
- 生産者団体、流通団体、消費者団体等から構成する推進会議の開催による関係者の相互理解の促進
- 交付金等による支援措置

**【導入の状況】**

時期	導入済み	導入を検討中
H19.12	596	971
H19.7	439	710

(注)農林水産省調べ(平成19年12月末現在) (産地数)

**【課題】**

- ① GAPの導入が農家の経営上のメリットと直接結びついておらず、農家が導入のメリットを実感できていない。
- ② 生産現場における指導者が不足しているなど、導入体制が十分に整備されていない。
- ③ 川下サイドでのGAPの認知度が依然として低い。



### 今後の推進方向

**【推進方針】**

- ①GAP導入による農作業改善等の取組支援(メリット明確化)
- ②指導者の育成
- ③実需者の理解促進

**20年度推進方策**

- ① GAPの導入による各種危害要因に対する安全対策事例やコスト削減、品質向上等の改善事例を提供
- ②-1 支援事業の活用による取組の加速化・高度化
  - ・「食の安全・安心確保交付金」の積極的な活用促進
  - ・先進的な生産工程管理体制のモデル産地を構築
  - ・「強い農業づくり交付金」へのクロスコンプライアンス化
- ②-2 GAPに係る指導者の育成
  - ・普及指導員研修の実施
- ③ 推進会議の開催等により、関係者の相互理解を促進。

## 【参考】国の認証制度等

名称	有機JAS(農産物)	特別栽培農産物	エコファーマー
策定期期	2000	1992	1992
取組主体	農林水産省	農林水産省	農林水産省
認証の有無	有	無	有
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAS法に基づき、農林水産大臣に登録された機関(登録認定機関)により認定を受けた有機農産物の生産者(認定事業者)のみが、有機農産物のJAS規格に従って生産した有機農産物に格付を行い、有機JASマークを貼ることができる。</li> <li>(生産基準のポイント)</li> <li>・種まき又は植え付け前2年以上(多年生作物の場合は収穫前3年以上)、禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培。</li> <li>・栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料は使用しない。</li> <li>・遺伝子組換え技術を使用しない。</li> <li>・認定事業者により有機農産物のJAS規格による格付が行われ、有機JASマークが付されたものでなければ「有機」又はこれと紛らわしい表示は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量をそれぞれ50%以下にして栽培された農産物。</li> <li>・農業者等は、特別栽培農産物に対して、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」による表示が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づき、土作りと化学肥料、化学合成農薬の使用を低減する技術を一体的に導入する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)。</li> <li>・エコファーマーに対しては、農業改良資金の貸与に関する特例が措置されている。</li> <li>・表示に関する規定はなし(但し、生産者団体の定めるマークを自主的に添付することは可能)</li> </ul>

## 各GAPの取組、課題等について

県、団体、法人等名 埼玉県 委員氏名 坂 芳 則

1. GAPの取組状況	
(1) GAPの種類	増玉式GAP (HACCP方式の考え方を取り入れた自主生産管理)
(2) 取組目的	農産物の安全性確保を目的に、立地条件、作物の種類等に応じ、①計画、②実践、③検討・評価、④見直し・改善という一連の作業を繰り返し行い、生産工程全体を管理する。
(3) 取組内容	
①項目数	指導者の下、作物ごとに生産者自らが、栽培工程特性要因図(魚の骨)を用いて危害要因を掘り起こすことにより項目立てを行うので、取組集回や作目によって項目が異なる。
②項目の内容	農業講習検査、土壌検査(肥料過多)、作業者あるいは作業場からの病原微生物検査(大腸菌等)、使用する水の水質検査(重金属等)など、生産者自らが作業工程の中から見出す。
③記帳方法	集団独自の様式に「手書き」が最も多い。個人の作業日誌からパソコンに整理する事例もある。
④取組の確認方法	農業保管庫や作業場の整備を相互チェックし、農産物は、ほ場目視の会や出荷時等で確認する。
2. GAPの取組課題	
(1) 生産者(従業員)	意識のある集団が育成されつつあるが、県内全域には、GAPの意義・動機付けが行き渡っていない。
(2) 指導者	普及指導員やJAA営農指導員等を対象に、増玉県が指導者養成研修(5日間)を実施している。
(3) 実需者(販売先)	GAPの取組が、価格に反映されるまでには至っていない。
(4) その他	
3. その他要望など (例) それぞれのGAPの整理など	
GAPが認証のような位置づけになるのではなく、生産者の自己管理手法として取り組まれ、一方、消費者や実需者がその管理方法を認め、それが価格に反映されるような仕組みとできるよう願っています。	

## 各GAPの取組、課題等について

県、団体、法人等名 愛知県経済連 委員氏名 原 広志

1. GAPの取組状況	
(1) GAPの種類	JAAあいち版GAP (愛知県農産物環境安全推進マニュアルの子エックシート「やろまいシート」の必須項目に準拠、やろまいシートにJAAが取り組む部分 [集出荷、輸送、取り組み農家に対する指導等] を付加)
(2) 取組目的	1. JAAグループ愛知が提供する農産物の安全性や環境に配慮した栽培であることを消費者にアピールする。 2. 生産者メリットをGAP手法導入により求める(生産面、次いで販売面)。
(3) 取組内容	
①項目数	(現在最終調整中) 生産者用子エックシート: 37 (露地) / 40 (施設) 項目 JAA用子エックシート: 26 (露地) / 27 (施設) 項目
②項目の内容	(施設生産者用シートの場合) 情報収集・提供(9項目)、水源確認(1項目)、土づくり資材・肥料の適切な使用(6項目)、防除(9項目)、省エネ(1項目)、保管・記録(11項目)、収穫・出荷・調整・後片付け(8項目)、確認・改善(1項目)
③記帳方法	JAAあいち版GAP子エックシートに手書き
④取組の確認方法	JAAによる生産者用子エックシートの確認(JAA用子エックシートの子エック項目としている)
2. GAPの取組課題	
(1) 生産者(従業員)	重油や肥料の高騰等による生産コスト上昇の環境下、取組みのメリットをいかに説明し理解いただくか。
(2) 指導者	JAA担当者に対する教育手法、普及員との効果的な連携方法
(3) 実需者(販売先)	現状ではJAAあいち版GAPレベルのGAPでは販売価格には反映されないと考えている。今後、実需者との協議が必要。
(4) その他	実需者との協議結果により、認証体系の整備が必要になる可能性がある。
3. その他要望など	
GAPの取組みが補助事業の要件と聞いているが、どの程度の実施状況で取組むとすることが?	

## 各GAPの取組、課題等について

県、団体、法人等名 金農千葉県本部 委員氏名 加藤 浩生

1. GAPの取組状況	
(1) GAPの種類	HACCP方式(以前、埼玉県で呼んでいた)を利用したGAP
(2) 取組目的	生産履歴記帳の精度を向上させ、食の安全確保をするため
(3) 取組内容	
①項目数	項目数にはこだわり無し(30~40程度)
②項目の内容	農薬の適正使用を中心に、肥料・堆肥の適正施用・異物混入対策
③記帳方法	記帳様式に手書き
④取組の確認方法	内部監査(年1回)
2. GAPの取組課題	
(1) 生産者(従業員)	生産者の意識が様々、その意識を統一する手段としてHACCP方式を利用
(2) 指導者	指導者が不足
(3) 実需者(販売先)	GAPをほとんど認知していない
(4) その他	
3. その他要望など	

## 各GAPの取組、課題等について

法人名 青森県 農業生産法人 片山りんご株式会社 委員氏名 片山 寿伸

1. GAPの取組状況	
(1) GAPの種類	GLOBALGAP (旧EUREPGAP)、JGAP、青果物品保証システム
(2) 取組目的	食の安全確保、輸出競争力強化、国内販売農産物の輸入農産物に対する競争力強化、強力な生産者集団の構築と再生産価格の確保、
(3) 取組内容	
①項目数	どのようなGAPでもフルスベックで取り組む。中途半端な取組はしない。
②項目の内容	どのようなGAPでもフルスベックで取り組む。中途半端な取組はしない。
③記帳方法	農園日報に手で記入
④取組の確認方法	内部審査(年1回)
2. GAPの取組課題	
(1) 生産者	生産者が熱心すぎず。14時間も連続でJGAPの各項目の適合基準や実際の農業生産現場での改善点などについて、当社事務所で議論するので、私の方がついていけない。
(2) 指導者	農業生産現場に足を踏み入れた事もない、「指導できない指導員」が多すぎるのに対し、指導できる非指導員生産者が潤沢に存在しているのでこれ以上指導者は不要。むしろ、例えば「IPMって何?」といった生産者の基本的な質問に端的に答えることの出来る機動力のある組織運営やIPのサイトの充実などが重要。
(3) 実需者(販売先:量販店)	GAPの認知は不要。量販店の中間部が仕入基準に採用するだけで十分。個々の店舗の店長レベルでの認知すら必要無い。
(4) その他(消費者)	消費者には大雑把なGAP概念を提示するだけで十分。



各GAPの取組、課題等について

県、団体、法人等名 熊本県 (有)熊本農園 委員氏名 松本 武

1. GAPの取組内容	
(1) GAPの種類	GLOBALGAP
(2) 取組目的	リスク管理、コストダウン、社会的信頼性の確保
(3) 取組内容	①項目数 ほぼ全て
②項目の内容	(省略)
③記帳方法	コンピュータシステムによる入力、保存
④取組の確認方法	内部監査委(年1回)、外部監査(年1回)、問題等が発生した場合は随時
2. GAPの取組課題	
(1) 生産者(従業員)	物事の本質理解を得ることに時間が必要であり、わかりやすく教育し、全員参加を促す
(2) 指導者	特になし
(3) 実需者(販売先)	仕入れ担当のバイヤー諸氏の理解不足。
(4) その他	GAPに取り組んでも再度実需者の監査を受けたり、データのやり取りを相手先書式に転写しなければならない。
3. その他要望など(例)それぞれのGAPの整理など	
GAPは国際標準に一本化。もし第3者認証によるGAPを存続させるのならば、ISOガイド65への準拠またはGFSIの基準に準拠させるべき。 GLOBALGAPの日本支部を作り、そこから日本代表委員を送り出すべき。また、GAPにTOEICやTOEFLのような手法も検討の価値があるのでは。(実需者次第ではあるが・・・)	

3. その他要望など

- ①GAPがそもそも日本に本当に必要なのか?という問いをまず発するべきである。
- ②その上で、日本に於けるGAP導入のメリットとデメリットを全て洗い出すべきである。
- ③その結果なおGAPの導入が日本が必要であるという判断が下された場合、例えば下記のような、導入に際しての最低条件を議論し、
  - A)開かれた透明性のあるGAPであること。
  - B)GLOBALGAP等世界標準GAPと同レベルであること。
  - C)生産者に必要以上の金銭的労力的負担を与えないこと。
- ④その上で、上記のような最低条件をクリアした標準的GAPを導入し、
- ⑤それを日本の生産者に提示し、
- ⑥生産者がこれを自発的に農業生産現場で導入するか否かを観察し、
- ⑦導入が加速するならGAPを推進し、導入が加速しないかもしくは大手量販店に無理やりやられる構図が出現するならその場合はGAPをやめるべきである。

資料 4

意見交換（論点メモ）

I 我が国におけるGAPのあるべき姿

○我が国におけるGAPの推進に向けて、次の段階（世代）のイメージはどのようなものか。我が国農業の実情に合致したGAPのあり方はどうあるべきか。

- 〔例〕 ・国内、輸向け両者に対応した推進
- ・個別の生産者の取組と地域としてまとめた取組への調和
- ・認証を含めた確認のあり方

II 様々なGAPに共通して求められるもの

○我が国における取組状況を見ると様々なGAPがあるが、食品安全や環境保全などに関するGAP項目への取組を進める上で、研究機関等との連携の下に、共通的に必要な知見や情報をどのように蓄積していくべきか。

○各GAPに共通する主要な項目に関し、詳しさの差などを整理して、産地等の関係者に提供すべきではないか。  
（例）農薬や肥料などの共通する主要な項目の内容に関し、比較対照し、提供するなど）

○食品安全や環境保全など共通する主要な項目のほかに、品質確保やコスト削減に資する項目など、GAPとしてどのようない項目があり得るか。

III 国の役割

GAPを今後推進する上で、国に期待する役割はどのようなものか。

資料 5

今後の進め方について（案）

本情報交換会における意見交換の結果を取りまとめ、年内を目途に開催予定のGAP手法導入・推進会議に報告する。

<スケジュール>

第2回（8月予定）

○ 我が国におけるGAPのあるべき姿について

第3回（9月予定）

- 食品安全や環境保全などに関するGAP項目への取組を進める上で、共通的に必要な知見や情報について
- 共通する主要な項目の内容について
- 共通する主要な項目以外の項目について

第4回（10月予定）

- 国の役割について
- 取りまとめ

※日程は今後の議論の進捗状況等により、変更があり得る。

# 第4回農薬登録制度に関する懇談会

平成20年7月29日(火)

14時30分～

中央合同庁舎第4号館

第1219～1221号室

## 議事次第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 作物残留性試験の例数の取扱いについて
- (2) 既登録農薬への試験例数の取扱いの適用について
- (3) 農薬取締法の5年後見直しに係る検討について
- (4) その他

### 3 閉会

## 配布資料

- 資料1 作物残留性試験の例数の及び既登録農薬の取扱いについて(案)
- 資料2 主要作物順位付け
- 資料3 第2回懇談会配付資料(抜粋)及びJMPR・EUガイドライン(抜粋)
- 資料4 「農薬の登録申請に係る試験成績について」及び「農薬の登録申請に係る試験成績についての運用について」(抜粋)
- 資料5 第2回懇談会での意見に対する追加提出資料
- 資料6 メンバーに対するEメールベースでの意見募集(コメント・意見取りまとめ)
- 資料7 メンバーに対するEメールベースでの意見募集参考資料(抜粋)
- 資料8 農薬の制度検討の進め方について(案)

### 参考資料

- 第4回農薬登録制度に関する懇談会参加者リスト
- 第4回農薬登録制度に関する懇談会座席配置図
- 第3回農薬登録制度に関する懇談会議事概要

## 第4回農薬登録制度に関する懇談会参加者リスト

委員氏名	所 属
有田芳子	主婦連合会環境部会長
鬼武一夫	日本生活協同組合連合会安全政策推進室長
小林正伸	神奈川県農業技術センター三浦半島事務所所長
中村幸二	埼玉県農林総合研究センター茶業特産研究所所長
成田哲明	J A全農 肥料農薬部安全・安心推進課長
服部光雄	農薬工業会技術委員会委員
藤田俊一	日本植物防疫協会調査企画部総括
山本廣基	島根大学副学長

### 関係省庁からの参加者

中田 歩	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課衛生専門官
木下光明	環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室室長補佐
山田友紀子	農林水産省消費・安全局 審議官
朝倉健司	農産安全管理課 課長

### 事務局

鈴木伸男	農林水産省消費・安全局農産安全管理課	農薬対策室長
安達佳弘	〃	課長補佐
小島恒夫	〃	課長補佐

## 農薬の制度検討の進め方について（案）

平成20年7月29日

## 1 検討の背景

- ・全国各地で無登録農薬の販売・使用問題が問題となったこと等を契機として平成14年・15年に農薬取締法が改正され、農薬に関する規制が強化。
- ・平成15年の法改正（食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律）の施行後5年を経過したことから、この法律に基づく制度について、安全性の確保の観点を中心に幅広く検討。なお、平成15年の法改正の附帯決議において食の安全の確保の観点から検討することとされたところ。

## 2 検討の進め方（案）

- ・本懇談会において、既に農薬の安全確保の観点からの検討が進められてきているところであるが、これまでの懇談会における取組の状況を整理するとともに、その他、中長期的な課題も含めて整理し、本年度末を目途に報告書としてとりまとめ、公表することとしてはどうか。
- ・検討に当たっては、まずは農薬の製造・販売・使用に係る状況などの事実関係を整理した上で、とりまとめる必要があるが、事実関係も含めた細目的な意見交換も多いと予想されること、本年度の懇談会では他に議論すべき課題も多く抱えていることから、基本的にメールベースで行うこととしてはどうか。
- ・なお、平成21年度以降も引き続き懇談会が行われることを踏まえ、とりまとめ形式は「中間とりまとめ」としてはどうか。この場合、平成21年度以降のとりまとめを行うか否かについては、その後の懇談会における議論の進捗状況を踏まえ、別途検討することとしたい。

## 3 今後のスケジュール（案）

平成20年 7月（第4回懇談会）	今後の進め方の議論
平成20年10月（メール）	骨子案の議論
平成20年12月（メール）	中間とりまとめ（案）の議論
平成21年 1月（予定）（第6回懇談会）	中間とりまとめ

## 作物残留性試験の例数及び既登録農薬の取り扱いについて（案）

### 【これまでの議論】

- ・ 例数は、作物の生産量、リスクの程度に応じて決定することとし、主要作物は8例、準主要作物は4例、マイナー作物は2例を事務局から提示。
- ・ 第2回懇談会において、メンバーから、「例数については、実行性や生産現場への影響に配慮すること。当会としては、圃場試験試験機関の能力を考慮した実行性の観点のみならず、日本農業の実態、国土面積、作物の生産量・栽培面積の観点から、1作物当たり最大4例を提案する。更に作物間の読み替え、十分な移行期間の設定、残留基準値設定に係ることから他府省との合意形成や、安全性に問題がない既存剤や既設定基準値についての取り扱いなど、種々の措置が必要。」との意見があり、また、他のメンバーから、「現行の試験数 1,200 を拡充しても、将来的にも 2,000（年間 500 課題×4例）が限界である」との意見あり。

### 1 作物残留性試験例数の取扱いについて

#### (1) 作物残留性試験例数を増加させた場合の対応について

##### (事前質問事項)

我が国における試験実施能力の問題から、新規農薬や適用作物の拡大に向けた取組に支障を生じる可能性がある。これらに支障を生じさせないことに留意すべきとした場合、以下のような対応が適切かどうか？また、適切でないと思われる場合、どのような対応が適切と考えるか？

##### <参考情報>

野菜や果樹は登録剤に比較して申請件数が多く、また防除現場からの要望も高い。今後も防除上の課題を考慮した取組みが必要と考える。

### 主要作物、準主要作物、マイナー作物

○それぞれの最低試験要求例数を定めることは適切か。さらに、この場合の作物分類基準は何に基づくのが適切か？（例：生産量、栽培面積、摂取量等）。

#### (メンバーの意見)

- ・ 生産量の割に地域的な栽培の広がりを見せている作物があり、摂取量も必ずしも生産実態と一致しないので、生産量で区分するのが合理的。
- ・ 摂取量が基本。
- ・ 地域特性のある作物（例：りんご-15 県程度）についての配慮が必要。
- ・ 生産量を基準に例数を規定し、生産地の偏りに応じて例数の軽減を図る。
- ・ 生産量、栽培面積、摂取量を総合的に検討して分類する必要がある。

#### (論 点)

- ・メジャー作物について生産量、栽培面積、摂取量の各ファクター別に分類し検討(→資料2)
- ・これまでのマイナー作物への分類は生産量(3万t以下)のみに基づいて行ってきたが、栽培面積、摂取量、摂取形態、経済的重要性も考慮すべきか。
- ・作物残留性試験の軽減を目的としてマイナー作物のグループ化を推進すべきと考えるがどうか。

#### 試験成績の読替

基準値設定にも関連するので、読替に関する判断については、厚生労働省にも情報提供する。

- ①製剤間の試験成績読替について、例えばEUやJMPRでは、水で希釈して散布する製剤(マイクロカプセル剤は除く)において使用時期が収穫7日以前までの場合は代替を認めているが、我が国でもこの考えを適用することは可能か？

#### (メンバーの意見)

- ・製剤間での試験成績の読替は妥当。収穫7日前も合理的。
- ・妥当(7日前以前が妥当かどうかは要検討)
- ・散布剤は、剤型間による残留のばらつきが少ないため、収穫前日数にかかわらず読替は妥当。
- ・コスト面から考えて読替を認めてもよいのではないか。

#### (論 点)

- ・メンバーの意見を考慮すると、読替は可能と考えてよいか。  
具体的な読替については、EU、JMPRでの読替規定も考慮し、今後通知に反映する予定(→資料3 ※EU及びJMPRの資料)。

- ②試験条件(農薬の使用時期、使用回数、使用量又は希釈倍数)間の読替について、例えば、米国、欧州、JMPRでは、それぞれの±25%の範囲(ただし、読替の項目は1項目のみ)であれば利用可能として、既に利用されているところであるが、我が国でもこの考えを適用することは可能か？

#### (メンバーの意見)

- ・時期、回数、量は農薬残留に直接影響するので読替は難しいのでは。
- ・妥当。
- ・国際的にもGAPの±25%ルールが導入されており、適用すべき。ただしマイナス方向については、残留性が高い条件で試験が実施されている場合には慎重に判断すべき。

- ・読替の信頼性を保証できるなら可。

(論点)

- ・メンバーの意見を考慮すると、読替は原則可能と考える。ただし、GAPの±25%であっても残留量が大きく異なる場合は、科学的検討を加えた上で判断すべきではないか。  
具体的な読替については、EU、JMPRでの読替規定も考慮し、今後通知に反映する予定(→資料3 ※EU及びJMPRの資料)。

- ③作物間の試験成績読替について、外挿(他作物の残留データで当該作物の残留程度を推定すること)を導入することは可能か？

(メンバーの意見)

- ・導入可能。
- ・妥当だが作物分類群の整理が必要。
- ・現在も一部の作物で適用されているが、欧米での運用をもとに広範に拡大すべき。
- ・作物間の試験成績読替は疑問。

(論点)

- ・外挿の導入にあたっては、作物の形態、使用方法、残留実態などを考慮したグループ化及び外挿のルール決定が前提となる。今後はOECDガイドライン、Codexの食品分類等の動向も考慮する。

その他

- 農産物の安全性が確保されることを前提に、作物残留試験における上記以外の負担軽減のための提案はあるか？

(メンバーの意見)

- ・登録申請の収穫前日数(PHI)の1点分析を導入すべき。気象影響の少ない施設栽培には更なる軽減を導入すべき。また、最も残留量が多い栽培条件での試験実施とし、その他の栽培条件での試験は不要とする。

(論点)

- ・現在は、試験例数が2例であるので、減衰傾向を確認しているが、例数の増加分においては、PHIの1点分析でよいのではないか。(※p.8も参照)

- (2) 海外で実施された作物残留性試験成績を受け入れるにあたっての条件検討について

(事前質問事項)

- 農薬の登録には、我が国で実施した試験成績の活用が基本であるが、試験例



数を8例とした場合、国内において圃場試験実施機関の数が十分に確保できないことが想定される。その不足分を補うため、海外で実施された試験成績を受け入れることについて、どう考えるか。

なお、OECDにおいて、作物残留性試験のテストガイドライン、海外試験成績の利用等について現在検討中であり、2010年頃にはその完成が見込まれている。

### 一般的な条件

- 我が国のGAP、栽培条件など一定のガイドラインをクリアしていれば、海外試験成績は利用可能と考えるがどうか？
- 海外試験成績の受け入れに向けたガイドラインを早急に整備する必要はあるか？

#### (メンバーの意見)

- ・一定のガイドラインをクリアしていれば問題ない。
- ・海外データでも一定のレベル以上のものは活用すべきだが、国内の試験成績が不要というわけではない。
- ・一定の範囲での利用を可能とすべき。例数の規定と同時にガイドラインの整備が必要。
- ・海外試験成績は利用してよいと思うが、ガイドラインを早急に整備する必要がある。ただし、海外データの利用は要求する試験例数の半分までとする。

#### (論点)

- ・我が国では、南北に長い亜寒帯から亜熱帯までの地域を1ゾーンとして作物残留性試験を実施している現状から考えて、栽培条件に関して我が国のGAPと同等であり、さらに栽培試験受け入れに関する一定のガイドラインをクリアしていれば、海外での試験成績の受け入れは問題ないのではないか。
- ・したがって、海外の試験成績の受け入れに関するガイドラインを早急に整備する必要があるのではないか。

### 個別の検討条件

○GAP（農薬の使用時期、使用回数、使用量又は希釈倍数）

- ・米国、欧州、JMPRでは、それぞれの±25%の範囲（ただし、読替の項目は1項目のみ）であれば利用可能として、既に利用されているところであるため、海外で実施された試験についても、我が国のGAPの±25%の範囲であれば受け入れてもよいか？
- ・施設栽培であれば、ある程度の温度、湿度、日照時間など条件が規定できるので、利用可能として問題ないか？
- ・温度、降水量、日照時間は残留量に影響があるので、露地栽培には利用できないと考えるが、利用できる条件はあるか？

- ・病虫害や雑草の発生状況の違いを考慮する必要があるか？

(メンバーの意見)

- ・GAPがある程度の範囲に収まっていれば問題ない。
- ・妥当。
- ・基本的には同意するが、施設栽培は条件を緩和すべき。また、露地栽培は気象条件にも配慮する必要がある。

(論点)

- ・我が国のGAPと同等(±25%の範囲)であれば、海外試験成績の受け入れは可能と考える。しかし、我が国での登録においては、我が国で行った残留試験が必要であることから、海外試験成績の受け入れは半数未満とすべきではないか。
- ・ただし、気象や土壌の影響を受けないような栽培方法については、海外の試験成績受け入れ例数を制限しなくてもよいのではないか。

#### ○作物の品種

- ・稲でインディカとジャポニカを区別する必要があるか。また、陸稲と水稲の違いは考慮する必要があるか？
- ・日本の品種で試験を行うことが好ましいが、植物輸出検疫上問題が生じることが想定されるため、日本の品種以外で試験を行うことは問題ないか？

(メンバーの意見)

- ・陸稲と水稲は栽培条件や作物生理等が異なると思うので分けた方がよい。
- ・日本の品種での試験を必須とする必要はない。
- ・日本の品種以外での試験は作物間の読替に該当する。

(論点)

- ・栽培法と作物の形態が日本のものに類似していれば、必ずしも我が国の品種を要求しないこととしてよいのではないか。
- ・陸稲と水稲は異なる作物区分とする。

#### ○栽培形態

- ・栽培方法は残留量に大きく影響することから、施設栽培と露地栽培、有袋栽培と無袋栽培と両方の栽培方法がある作物については、施設栽培又は無袋栽培を基本とすることでいいか？
- ・日本は海外に比べて栽植密度が高いが、密度を規定する必要があるか？
- ・果樹の剪定等による違いをどうするか？
- ・茶の栽培において、日本では覆い下栽培が多いので、日よけのメッシュを規定する必要があるか？
- ・ぶどうの棚仕立てと垣根仕立ては区別しなくても問題ないか？

(メンバーの意見)

- ・日本は残留量の多くなる施設栽培、無袋栽培が基本なので、それに合わせる。
- ・残留量に関連しない要因については考慮不要。

(論 点)

- ・残留量が多くなることが明らかな栽培条件であり、その栽培が一般的に実施されているものであれば、その方法を選択して試験を実施する（例：施設栽培、無袋栽培）。標準的な栽培法がいくつかあり、それぞれの残留量が不明な場合は、代表的な2つの方法を選んで、作物残留性試験の例数の範囲内で、それぞれの栽培法に基づく試験を行うことでよいか。

○収穫物の形態

- ・残留量に影響のある収穫物の大きさが、海外と日本では異なる場合があるため、大きさを規定する必要があるか？

(メンバーの意見)

- ・著しく異なる場合は規定が必要。
- ・ある程度は考慮する必要がある。
- ・大きさを規定する必要がある。

(論 点)

- ・我が国での収穫物の大きさ及び GAP を考慮したガイドラインを設けるべきではないか。

(3) 作物残留性試験例数の取扱いについて

(事前質問事項)

- ① 例数について、FAO マニュアルでは6～10例、米国では1～20例、EUではメジャー作物については16例（南北2ゾーンであり、1ゾーン当たり8例）が要求されている現状にある。我が国においても、主要な作物については、8例以上の試験例数を最終的には要求することを目指すべきではないか？

(メンバーの意見)

- ・試験例数を大幅に増やす必要性は低いと考える。生産現場における影響を充分留意したものとすべき。
- ・例数の増加は避けられないが、4～8例と幅があり、どれも根拠に乏しい。試験実施のキャパシティやコストを考慮すべき。
- ・2例で行われた試験結果における残留量の乖離状況、我が国における農薬の散布形態を考えると、例数は欧米より少なめでよいのではないか。また、施設栽培で実施される作物は例数を減免できるのではないか。
- ・国際公約を誠実に実行する必要がある。日本の独自性や実行の困難性を強

- 調することが、国民の安全・安心に対し科学的に応えることになるのか。
- ・基本は4例とし、その標準偏差が一定値を超える場合は例数を増やすなど対応する。
  - ・原則8例として、作物の種類やその生産量・消費量、栽培地域、使用方法等を勘案する必要がある。
  - ・国土面積、農業実態、食品の摂取量、病虫害防除手段の維持などを勘案して、生産量を基にして2例（マイナー作物）から6例とする。
  - ・メジャー作物については、8例以上の試験例数を要求する。  
→（論点）は②の下に記載

#### （事前質問事項）

- ② 一方、水稻用除草剤や休眠期散布、水稻育苗箱施用のような明らかに収穫期に残留程度が低いと想定できる場合や、使用基準上の使用濃度の2倍量以上でも残留が認められない場合等は、例数は軽減できると考えるがどうか？

#### （メンバーの意見）

- ・上記のような使い方は残留上ほとんど問題とならないので、例数軽減（通常の半分程度）しても問題ない。
- ・EU や US でも収穫物に残留がない場合は例数の軽減がされているので、日本でも軽減策の導入は必要である。
- ・上記の場合は例数を軽減してもよい。

#### （論点 ※①、②を合わせて）

- ・具体的な例数は前述の1の(1)主要作物、準主要作物、マイナー作物の考えに基づき規定。ただし、マイナー作物は食品安全に関わるリスクが極めて小さいと考えられることから、当面は従来どおり2例とする。また、グループ化によって、全てのマイナー作物の試験を行わなくてもよくなるように検討する。
- ・主要作物は原則6～8例としてはどうか。ただし国内試験成績は原則4例以上としてはどうか。以下の措置を講ずることにより、申請者の負担を低減することとしてはどうか。
  - a) 製剤間での読替
  - b) 試験条件間での読替
  - c) 他作物への外挿
  - d) 明らかに収穫期に残留程度が低いと想定できる場合、使用基準上の使用濃度の2倍量以上でも残留が認められない場合等では、少ない試験例数で確認（例：水稻用除草剤、水稻育苗箱施用剤、果樹休眠期散布、野菜等種子消毒剤）。

- e)原則、減衰消長試験は8例中2例で行う。それ以外の試験は1点分析試験として差し支えない。ただし、複数の時点での分析を妨げるものではない(\*収穫前日数(PHI)を変更した場合は、1点分析の場合であれば、データが使えなくなるおそれがあることに留意)。

<参考情報>

①残留基準値(MRL)の設定について、JMPRや諸外国においては多くの作物残留性試験成績を基に統計的な手法を活用することが広まっている。OECDにおいてもこのような方法を奨励しているところである。しかしながら、我が国においては通常2例しかないことから、統計処理はできない。したがって、MRLを必要以上に大きくしている可能性があるが、場合によっては小さい可能性も否定はできない。FAOマニュアルでは、統計的手法を用いたMRL設定に必要な例数を6~10例としている。

②短期摂取量の算定においては、一日の摂取の最悪の事態を想定しなければならない。8例以上の例数が提出されている場合は、摂取量の推定に複数の個体を混合して得られる試料(通常の残留農薬検査でのサンプリング法)での最大残留量(Highest Residue:HR)を用いている。しかし、例数が2例であればMRLを用いて摂取量を推定せざるを得ず、過大な推定摂取量となり、登録できるはずの作物が登録できない場合が生じてしまう可能性がある。

(メンバーの意見)

- ・例数に応じた計算手法を導入すればよい。欧米においても3~4例で残留基準値を設定している例がある。なお短期暴露評価について評価する農薬の定義、評価を行うために必要な試験例数などについては別途検討すべき。

(4) 試験例数適用の移行期間について

(事前質問事項)

例数を増加させる上では、上記(1)に示す対応が想定される中で、メンバーからの意見にもあるとおり、移行期間の設定が必要と考えるがどうか?設定するとしたら、どのような考えに基づき、どのくらいの長さが必要となるのか?

(メンバーの意見)

- ・最低でも3年以上の移行期間を設けるべき。
- ・十分な移行期間が必要。

(論点)

- ・通知改正後、3年間の移行期間を設けるべきではないか。

## 2 既登録農薬への試験例数の取り扱いの適用について

### (事前質問事項)

すでに残留基準値が設定されている農薬に対する新たな作物残留性試験成績の要求については、どのように考えればよいか？

(例：一定の期限を設定し、それまでにすべての農薬・対象農作物について追加データを要求すべきか？ あるいは、対象作物や対象農薬毎に優先順位を付けて順次データ整備を図るべきか？ 順次データを整備する場合、優先順位付けのクライテリアは何か。)

### (メンバーの意見)

- ・優先順位を付けて順次行うべき。
- ・基準値が設定されているものについて、改めて試験例数を満たす必要はない。
- ・原則的に既登録のものについて、追加データを要求する必要はない。
- ・過去に出された試験成績の信憑性確保のため、新たな試験成績で基準値確認を行う必要があり、既登録農薬であっても、2010年くらいを目途に新たなデータ要求を行うべき。

### (論点)

- ・ARfD が設定されたものなど、リスクの高いものを優先して評価することとしてはどうか。優先度の考え方については、今後懇談会で検討を行う。

## 生物多様性を重視した持続可能な農林水産業 の維持・発展に向けて

### 一 生きものの認証マークへの提言(案)一

#### 1 はじめに

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な生産活動であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息生育する上で重要な役割を果たしてきた。

安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためには、その基盤である生物多様性の保全は不可欠である。同時に、農林水産業のあり方いかんによっては、生物多様性保全に大きな影響を与えるなど、農林水産業と生物多様性は密接不可分の関係にある。

これまで、一部の不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備などが生物多様性に負の影響を与えてきたことなどもあり、これら負の影響を見直し、生物多様性を重視した農林水産業を推進するため、昨年7月、農林水産省生物多様性戦略が策定されたところである。

また、本年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、次回第10回の締約国会議が平成22年10月に愛知県名古屋市中で開催されることが正式に決定されたところであり、農林水産分野での生物多様性保全に係る取組について情報発信するなど、開催国としてのリーダーシップの発揮が期待されるところである。

さらに、本年6月には議員立法による「生物多様性基本法」が施行されており、より一層の生物多様性の保全及び持続可能な利用が求められているところである。なお、第19条第2項においては、「国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を

平成20年7月

農林水産省生物多様性戦略検討会

講ずること」とされている。

## 2 現状

現在、農林水産省生物多様性戦略に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性を重視した農林水産施策を展開するとともに、今年度より農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に着手したところであるが、生物多様性の保全に資する農林水産業の取組に関しては未だ十分に認知されていると難しい状況にある。

生物多様性を重視した農林水産業をさらに推進するためには、このような取組を実施する生産者の理解を高めるとともに、そのインセンティブとなるように、そのような取組を通じて生産されたものを選択する消費者の理解を深めるなど、双方が農林水産業における生物多様性保全の必要性を理解することが重要である。

身近な地域の生きものや自然環境の保全に、わが国の農林水産業が貢献していることが理解されることにより、国産農林水産物への関心が高まり、選択されて消費拡大につながり、食料自給率の向上にも資することとなる。

このような中、いくつかの地域においては、生物多様性の保全に配慮した取組によって生産された農産物であることを、地域の代表的な、又は身近な生きものを通じてアピールする取組がみられているところであり、このような取組を企業や地元の人々のサポートを得ながら、全国各地に広げていくことが重要である。

また、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な漁業・森林経営に向けた水産・林産物の流通を進めるマリン・エコラベル・ジャパン（漁業・水産物の流通）、FSC・SGEC（森林経営・林産物の流通）といった認証制度が民間主導によって取り組まれており、エ

コラベルを貼った水産・林産物の流通が始まりつつある。

### (1) コウノトリの舞（兵庫県豊岡市）

- かつて絶滅したコウノトリも住める豊かな環境づくりと、環境に配慮した生産を消費に結びつけるため、コウノトリをシンボルにブランド認定を行い、農産物に高付加価値を付けることに成功。
- 里の自然生態系の上位に立つコウノトリが野生で生息できるように、節減対象農薬・化学肥料の使用の低減、冬期湛水・中干の延期等を行うことにより、エサとなる水田等の生きもの多様性を確保。
- 第3者機関により認定し、コウノトリをデザインしたロゴマークを農産物に表示して販売。
- (2) 環境こだわり農産物（滋賀県）
  - 滋賀県農業の健全な発展と、琵琶湖をはじめとする環境保全を指した環境こだわり農業を推進。
  - 化学農薬・化学肥料の使用量を慣行の1/2以下に削減、環境配慮技術（琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系保全・景観形成）の実施。
  - 第3者機関により認定し、ロゴマークを農産物に表示して販売。加工品にも表示。
  - このほか、魚道の設置や水管理により、魚が琵琶湖と水田を行き来できるように配慮して生産した、魚のゆかりかご水田米も今秋より一般向け販売を開始。
- (3) 宮城県大崎市田尻地域の取組
  - 地域の水稲作付面積の半分で環境保全型農業に取組。
  - 生産者の取組を消費者にも伝えるために、定期的に交流会を実施し、一緒に生きもの調査等を行っている。
  - 生きものの種類、数の違いをほ場ごとに看板を設置して表示。
  - ラムサール条約登録湿地である蕪栗沼・周辺水田では冬期湛



水を実施しており、取れた米について「ふゆみずたんぼ米」として販売。

- (4) 桑原めだか米 (神奈川県小田原市)
  - 絶滅危惧種である在来メダカ等のいる美しい景観と農業を守るとともに、その基礎となる地産地消を推進するため、市民団体「桑原めだか米の会」が生産者と消費者の仲介役となり、桑原地区で取れた米を「桑原めだか米」として販売。
  - 桑原地区は、林に囲まれているという立地条件のためか、ウシカ等水田害虫の発生がもとと少なく、農業使用量が少ない。
  - 認証基準等は特に設けていないが、一般市民に実際に田んぼに生息生育するメダカやゲンジソウなどの生きものを見せることにより、確認することが可能。

#### (5) 森林認証制度 (FSC/SGEC)

- 「適正な森林管理」がなされている森林を認証するとともに、認証を受けた森林から生産された木材及び木材製品をラベリングする制度。
- 世界的な認証制度としてFSC (設立: 1993年、森林管理協議会)、国内独自の制度としてSGEC (設立: 2003年、「緑の循環」認証会議)があり、両制度とも、生物多様性に配慮していることが認証の要件の一つ。
- これまで両制度で認証された森林面積は、計約100万ha。

#### (6) マリン・エコラベル・ジャパン (社) 大日本水産会

- 資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、資源と海に優しい持続的な漁業を促進するために、持続的な漁業で獲られた水産物にラベルを貼って、消費者に持続的な漁業をアピールする制度。
- (社) 大日本水産会事業部が事務局となり、外部審査機関によって審査・認証。
- 平成20年7月時点で、以下の3件が認証申請されている。
- ① 日本海沖合ベニズワイガニ漁業 (日本海かにかご漁業協会)

#### ② 1 そうびきかけ回し (鳥取県神合底曳網漁業協会)

#### ③ サクラエビ漁 (由比港漁業協同組合、大井川町漁業協同組合)

### 3 生きものの認証マークについて

このような生きものに着目した情報発信、いわゆる生きものの認証マークは、生物多様性の保全に取り組み生産者とその成果品の受け手である消費者の双方をつなぐ方策として有効であり、生物多様性及び生物多様性保全に資する農林水産業への国民の理解を深める手段としても有効であると考えられることから、国は生きものの認証マークについて、関係者と連携を取りつつ、以下について留意しながら取り組んでいくことを提言する。

生きものの認証マークの取組を全国各地に広げ、その活用を促進するためには、地元の人々や企業のサポートを得ながら進めることが重要であることを念頭に、生きものの認証については、その役割や表現方法、認証方法などについて、さらに検討を重ねていく必要がある。

例えば、生きものの認証マークのもつ役割としては、農林水産業と密接な関係にある生物多様性への理解を深めるきっかけ、地域の自然環境のアピール、農林水産物自体または産地への付加価値の付与、消費者との認識の共有などが考えられる。

また、表現方法としては、生態系の上位の種を用いることにより同時に下層の生きものもたくさんいることを表現、地域固有の種を保全していることを表現、ありふれた生きものをたくさん育てていることを表現などの方法が考えられる。

生きものを農林水産物のPRに活用するに当たって、生物多様性に配慮した取組(行為)と生きものの保全状況(結果)との間に何らかの関係を示すことが望ましく、そのための手法についても検討

が必要である。

さらに、認証方法としては、生産者が自己申告する自主認証、生産者と消費者間の当事者認証、行政機関やNPOなど第三者機関による第三者認証が考えられる。例えば生きまものの存在状況によって認証するのであれば、田畑等生産現場を見ることよって確認することができることから、自主認証、当事者認証も可能であると考えられるなど、全国各地で取組を広げるための方法について更なる検討が必要である。

このため、先進的に取り組んでいる全国各地の事例について調査し、その内容を詳細に分析するとともに、それらを、例えばこれから生きまもの認証マークに取り組もうとする生産者、又はそれを購入しようとする消費者への指針となるべくガイダンスや事例集としてとりまとめ、生産者・消費者に提供することが必要である。

	<p style="text-align: center;"><b>農薬をめぐる最近の情勢</b></p> <p style="text-align: center;">農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室課長補佐(農薬企画班担当) 堀部 敦子</p>

	<p style="text-align: center;">まずはじめに...</p>

極めて

基本的な質問をさせていただきます。

農薬は安全ですか？危険ですか？  
何故そのように考えられますか？

**農薬は安全なものだ!!**

- 農薬取締法に基づいて登録のあるものしか使えない
- 登録の際には60にも及ぶ項目について試験を行い、使用基準が定められている

何かもやもや  
するんだけど

…  
本当？

**大正解!!**

## 農薬は危険なものだ!!

- そもそも農薬は危ないものだから厳しい検査を課してるんでしょ?
- 農薬で体調を崩す人が出るし...
- 最近農薬事故多いよね

これも大正解!!

ちょっと待った!!

## 最近の“農薬”?による事案

- 中国産ギョウザから“農薬”メタミドホスが検出されました...その後様々な食品から“農薬”が検出されています。
- 清涼飲料水から“除草剤(or農薬)”グリホサートが検出されました。
- “農薬”クロルピクリンを飲んで自殺を図った人が...

農薬?それとも化学物質の用途が農薬だったの?

## 農薬そのものの安全性と無関係の議論

- これらの事案では、“農薬”を使ったために起きた事案なのか？
- 単純に使ったものが“農薬”だっただけではいいのか？

いくら“農薬”の安全性を担保しても、このような事案の発生を防ぐことは困難

解決策は後半で...

国際会議でどのような議論が進んでいるの？

## CCPR (Codex Committee on Pesticide Residues)

- MRLの検討
- 食品及び飼料のCodex分類の改定
- MRLの定期的再評価 (Periodic Review)
- Codex優先リストの作成
- 加工食品のMRL

## OECD (経済開発協力機構)

- WGP (Working Group on Pesticide)
  - RSG (Registration Steering Group)
    - 農薬登録を促進するためのJoint Review
    - マイナーユースへの対応策の検討
    - テストガイドラインの作成 (専門家会合)
  - RRSG (Risk Reduction Steering Group)
    - 農薬の使用によるリスクの削減 (ドリフト対策、周辺環境への影響阻止)
    - 農薬の製造から処分まで一連の流れに関する調査
    - 偽造農薬等の防止

	<h2>「農薬行政の刷新」</h2>

	<h2>何を狙うのか？</h2>
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 農薬は、意図的な使用の結果として環境に放出されるという性質から、化学物質の中でも最も厳しい安全性審査が求められる資材→不断に制度を見直す必要</li><li>■ 今回の見直しの視点<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 国際的な動きに対応した制度の改善</li><li>➢ 行政科学に基づく審査体制の整備</li></ul></li><li>■ 見直しに当たっては、関係者の意見を反映</li></ul>



## 基本的な考え方を知りたい

- 科学的な情報・知見・データに基づき、リスクの程度を考慮した方針・施策の決定を行う
- CodexやOECDなどの国際的な原則・ルール作りに参画するとともに、国際基準等と国内制度の調和を図る
- 施策の決定に当たっては、消費者、生産者、農薬製造者などの利害関係者と幅広く意見交換を実施することにより、現状の把握と透明性の確保を図る

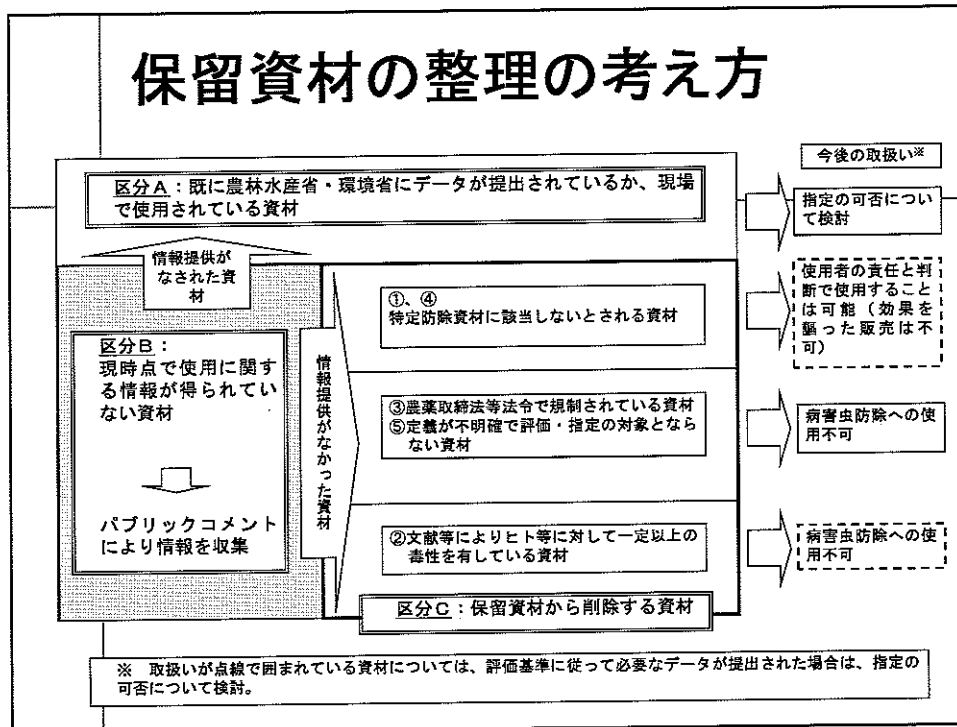
## スケジュールは？

項目	年度					
	19	20	21	22	23	24
①平成19年度より検討する項目						
ア.作物残留性試験へのGLPの導入(20年4月施行)	←→					
イ.薬効・薬害試験の実施要件の緩和(20年4月施行)	←→					
ウ.作物残留性試験の例数増の新規及び適用拡大の申請への適用	←→					
エ.登録農薬の検査基準の作成・提示及び作物残留試験を必要とする既登録農薬の選択について		←→	←→	←→	←→	←→
②平成20年度以降に検討する項目						
ア.発達神経毒性試験成績の要求		←→	←→	←→	←→	←→
イ.農薬使用時安全に関するリスク分析の導入		←→	←→	←→	←→	←→
ウ.加工調理試験のガイドラインの導入及び検査基準の見直し		←→	←→	←→		
エ.飼畜移行試験のガイドラインの導入・自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直し			←→	←→	←→	←→
オ.農薬登録制度の5年後見直しに係る検討		←→				

	<p><b>特定農薬(特定防除資材)の 今後</b></p>

	<p><b>おさらい</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定農薬(特定防除資材)とは <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬</li> </ul> </li> <li>■ これまでに8回の合同会合を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 前回(H19.10.30)の合同会合においては、保留資材の整理について審議、パブリックコメントを行ったところ</li> </ul> </li> </ul>

## 保留資材の整理の考え方



## 今後の進み方(予測)

- 第9回合同会合を開催(できるだけ早く)
  - パブリックコメントの結果を踏まえた保留資材の整理結果を確定
- 関係通知の改正
- 第10回合同会合以降
  - 個別資材の審議を加速化

	<b>農薬の評価に関する基本的な考え方</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 特定の系をターゲットとするのではなく、安全性を科学的に評価した上で、必要に応じ取扱いを検討</li> <li>➤ ハザードベースで考えるのではなく、リスクベースで考えるもの</li></ul>

	<b>その他のトピックス</b>


## 生物多様性基本法

- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。(法第一条)

## 地球温暖化と農薬使用

- 地球温暖化により、生物の生息域が変化？
- このことに伴い、病害虫の発生地域(発生の北限)が広がる可能性
- これに対応した防除を考えていく必要

	<h2 style="text-align: center;">農林水産省の取り組み</h2>

	<h2 style="text-align: center;">まずは適正使用の推進</h2>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農薬を使う際の基本中の基本!!</li> <li>➢ 農薬の選択は正しいか、ラベルに基づいて使用しているか</li> <li>➢ 周辺環境への影響に考慮しているか</li> <li>  <b>特に住宅地周辺に要注意!!</b> </li> <li>➢ 防護服、手袋、マスク、眼鏡等必要な対策を講じているか</li> </ul>

## 保管管理に留意

- 農薬の盗難等を防ぐため、適切に保管管理するよう留意
    - 毒物・劇物は専用のカギのかかる保管庫に、その他の薬剤もカギをかけて保管することが望ましい
    - このことは、農薬を薬剤として使用されることの防止にもつながります
- 疑われる要因を可能な限り排除せよ!!**

## 農薬危害防止運動実施中

- 今年から6月～8月の3ヶ月間となりました(いきなり何故?)
  - もともと各地方自治体では、地域の実情にあわせて期間を設定していただいていた(要するに実情にあわせてだけ)
  - ちょうど農薬を多く使うシーズンを通じて取り組んでいくべき課題

## 今年のテーマは？

### 今日も確認

何のための“も”？

- “確認”するのは、その1日ではない... ですよ？
- 農薬を使うときには毎回必ず気をつけること
- (要するに) 昨日も確認、今日も確認、明日も確認

## おわりに

農薬に関する情報は？

農林水産省農薬コーナー  
[http://www.maff.go.jp/no\\_uyaku/](http://www.maff.go.jp/no_uyaku/)

(独)農林水産消費安全技術センター農薬検査部  
<http://www.acis.famic.go.jp/index.htm>



ご静聴ありがとうございました





## 今週号の花 グラジオラス (Gladiolus)

グラジオラスは、アヤメ科グラジオラス属の植物の総称。主に園芸植物として栽培されている。

別名、トウショウブ (唐菖蒲)、オランダショウブ (阿蘭陀菖蒲) ともよばれる。

原産地は、アフリカ・地中海沿岸など。春に球根 (球茎) を植え、夏の7月~8月にかけて赤、黄、オレンジ、白などの花を開花する。葉 (一説には花が咲く前の一連のつぼみ) が剣のようなのでGladius (ラテン語で剣) にちなんで名づけられた。

春植え球根として流通しているものが一般的だが、一部の原種には秋植え球根で、春に開花するものもある。

花言葉には勝利・密会・用心などがある。



### 分類

- 界 : 植物界 *Plantae*
- 門 : 被子植物門 *Magnoliophyta*
- 綱 : 単子葉植物綱 *Liliopsida*
- 目 : ユリ目 *Liliales*
- 科 : アヤメ科 *Iridaceae*
- 属 : グラジオラス属 *Gladiolus*

### 英名

Gladiolus

草丈が70cm~1mになる大型の球根植物です。現在栽培されている園芸品種は1000種類を超えます。春に球根を植え付けると夏に花を咲かせるタイプのものがポピュラーですが、秋に球根を植えると春

に咲くものもあります。後者を特に「春咲き (早咲き) グラジオラス」と区別することが多いです。倒れやすいので葉が伸びてきたら支柱を立てるようにします。